【令和７年６月６日公開版】

日本語教育機関認定法　よくある質問集

※質問や回答内容については、随時更新してまいります。

目次

1.　制度全般 1

Q1-1-1　日本語教育機関認定法が制定された背景は何ですか。 1

Q1-1-2　認定日本語教育機関等に関し、国が情報公開をするサイトについて具体的に教えてください。 1

2.　認定日本語教育機関 1

2-1.　認定制度全般に関すること 1

Q2-1-1　認定されるとどうなりますか。 1

Q2-1-2　本制度の認定はどのような日本語教育機関を対象としているのですか。 2

Q2-1-3　認定を受けるには３つの分野の日本語教育課程をすべて設置する必要がありますか。 2

Q2-1-4　大学の別科や留学生センター、日本語教育センター等で日本語教育を行っている場合、認定を受ける必要がありますか。 2

Q2-1-5　日本語等別科を新たに設置の上、認定日本語教育機関の申請をする場合、どのような手続きになるでしょうか。 3

Q2-1-6　他の日本語教育機関と同じ名称をつけても良いですか。 3

Q2-1-7　認定日本語教育機関の事業について他者に引き継ぎたい場合、どのような手続が必要ですか。 3

Q2-1-8　運営を業務委託することや、派遣教職員を採用することは認められますか。 4

Q2-1-9　認定日本語教育機関が認定に係る日本語教育課程以外の日本語教育課程を実施しても良いですか。 5

Q2-1-10　海外に所在する外国人（来日前の留学希望者等）を対象にオンラインでの日本語教育を実施しても良いですか。 5

Q2-1-11　学則の「授業料、入学料その他の費用徴収及び返還に関する事項」はどの程度詳細な規定が必要ですか。 5

Q2-1-12　認定日本語教育機関による情報の公表は、施行規則第４条に規定されたものに限られるのですか。 5

Q2-1-13　自己点検及び評価の項目は施行規則第７条各号のものをやればそれで十分ですか。 6

Q2-1-14　いわゆる仲介業者へ支払う手数料について点検及び評価する必要はないですか。 6

Q2-1-15　「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項」１（１）ロの「設置者が、生徒の募集や入学手続きの支援等のために第三者に仲介料等の費用を支払っている場合、安定かつ継続して質の高い日本語教育課程を実施する観点から、生徒一人当たりについて支払う当該費用の額が、日本語教育機関が生徒から徴収する授業料等の額と比較して、相当程度高額でないこと」につき、授業料の何割以下などの基準はありますか。 6
Q2-1-16　第三者評価は実施しなければならないのですか。 6
Q2-1-17 大学として既に自己評価を行っている場合、改めて点検・評価をしなければならないのですか。 7
Q2-1-18 自己による点検及び評価に加え、日本語教育の実施状況について相当の知見を有する第三者による評価を受け、その結果を公表すよう努めるとありますが、通常の大学での評価とは別に実施するのでしょうか。 7
Q2-1-19　就労のための課程や生活のための課程、及びそれを設置する機関において、「校長」や「学則」といった言葉を使うことに違和感があるため、別の名称を用いてもよいですか。 7
Q2-1-20　認定に当たりその他留意すべき事項はありますか。 7
Q2-1-21　海外の機関でも認定されますか。 7
Q2-1-22　多言語で認定日本語教育機関の情報などを発信する必要があるとのことであるが、多言語とは何語ですか。 7
Q2-1-23　認定日本語教育機関であれば、専修学校や各種学校ではなくとも著作権法 35 条の対象になりますか。 8
2-2.　審査に関すること 9
Q2-2-1　認定日本語教育機関の申請に向けた相談は、いつからできますか。 9
Q2-2-2　事前相談等を行った結果、各種状況を勘案し申請を取り止め、又は申請したもののその申請を取り下げた場合、すぐ直後の申請期間に申請に進むことはできますか。 9
Q2-2-3　事前相談の出席者は、「申請の主体となるべき設置者や、校長、主任教員等の日本語教育機関の職員」と記載されていますが、「設置者」とは法人の場合には具体的に誰になりますか。 9
Q2-2-4　認定日本語教育機関の認定は、年２回行うのですか。 9
Q2-2-5　認定等が「不可」となった場合に、直後に実施される審査に向けて申請をすることができますか。 9
Q2-2-6　「継続審査」とは何ですか。認定等の「不可」と何が違うのですか。 10
Q2-2-7　審査の途中で申請を取り下げることはできますか。取り下げられる場合、認定等が「不可」とされたものとして公表の対象となりますか。 10
Q2-2-8　面接審査及び実地審査について、法人の場合は原則として代表者の出席が必

要ですが、代表者に代わり経営担当役員が出席を希望する場合、どのような際に認められますか。 10
Q2-2-9　施行規則第１条第１項第７号の「その他直接日本語教育の用に供する土地及び建物」に含まれるものは何が想定されますか。 11
Q2-2-10 専修学校が認定の申請をする場合で、認定日本語教育機関として認定申請を出せる時期としては、日本語学科を正式に開設したのちに申請しなければならないのか、または県への学科新設認可手続きと同時並行で認可申請を行えますか。 11
Q2-2-11 専修学校、各種学校の場合、学則変更の届出について学校教育法に基づく所轄庁への届出が必要ですが、認定の前後どちらで行うことが適切ですか。 11
Q2-2-12 自治体が認定を受けようとする場合、提出資料に際して異なる点は何ですか。 11
Q2-2-13 手引きの「Ⅲ注意事項」にある「完成年度」については、２年課程の新設校の場合、どの時点のものを指しますか。 12
Q2-2-14 様式 1-1 の記入において、設置者が法人の場合、設置者名の欄は法人名を記載すれば足りますか。 12
Q2-2-15 開設日をどのように記載したらよいでしょうか。 12
Q2-2-16 設置者の住民票の写しについて、設置者が法人の場合、住民票に代わる書類の提出は必要ですか。 12
Q2-2-17 例えば、令和 10 年４月の認定日本語教育機関の開設を目指す場合、文部科学省が案内しているスケジュールによれば令和９年度１回目に認定申請することとなりますが、前倒しで令和８年度１回目に認定申請するなど、文部科学省が案内しているスケジュールよりも早く認定申請することは可能でしょうか。 12
Q2-2-18 例えば、留学のための課程で認定を受けた機関は、当該課程の完成年度が終わるまでは、就労のための課程の新設について申請ができないのでしょうか。 13
2-3.　設置者の要件に関すること 13
Q2-3-1　株式会社が設置者となる際の経営担当役員について、外部委託した会社の役職員など、設置者の役員でなくてもよいでしょうか。 13
Q2-3-2　法人設置のスケジュール上、認可申請時点で納税証明書の提出ができず、申請後も早期に決算書及び納税証明書が提出できない状況の場合、他に必要な書類はありますか。 13
Q2-3-3　添付書類として提出する理事会等の決議録は、何を審議した際のものを提出すればよいですか。 14
Q2-3-4　設置者要件に有すべき運用資金は、設置者全体として有しているものを指しますか。 14
2-4.　認定基準（総則）に関すること 14
Q2-4-1　基本組織に求められる、「教育上必要な教員組織その他」とは何を指します

か。（第３条）..... 14
2-5.　認定基準（教員及び職員の体制）に関すること..... 14
Q2-5-1　現職の日本語教員は、新たな制度で何が変わるのですか。..... 14
Q2-5-2　学校で日本語指導に当たる支援員や地域の日本語教室で日本語教育を担う日本語教師・支援者も登録日本語教員の登録を受ける必要がありますか。..... 14
Q2-5-3　認定日本語教育機関の教員はすべて登録日本語教員でなければならないのですか。..... 15
Q2-5-4　登録日本語教員の資格は、日本語教育機関の認定の申請時点で取得している必要がありますか。例えば、日本語教員養成課程修了見込みの者を認定の申請時に教員の数に含めることができますか。..... 15
Q2-5-5　認定日本語教育機関の申請に当たっては、現職の日本語教員をそのまま継続して雇用することに問題はありませんか。..... 15
Q2-5-6　「校長としてふさわしい社会的信望」とは何ですか。（第４条第２項第３号）..... 16
Q2-5-7　副校長について「命を受けて」とありますが、具体的に職務分掌が定められていればよいですか。（第４条第３項）..... 16
Q2-5-8　「隣地」とはどこを指しますか。（第４条第３項）..... 16
Q2-5-9　主任教員は留学、就労、生活の課程の目的の分野別に置く必要がありますか。（第５条）..... 16
Q2-5-10　主任教員となるために必要な「知識及び技能」とはどのようなものを指しますか。（第５条第２項第１号）..... 16
Q2-5-11　本務等教員とは何ですか。（第５条第２項第２号）..... 16
Q2-5-12　フルタイムでなくても本務等教員として認められるのであれば、全ての本務等教員をいわゆる非常勤教員等のフルタイムではない教員としてもよいですか。..... 17
Q2-5-13　主任教員は、「認定日本語教育機関において、本務等教員として日本語教育に３年以上従事した経験を有すること」とありますが、経過措置の期間においては、どのような教育機関での経験が認められますか。（第５条第２項第３号）..... 17
Q2-5-14　主任教員について「本務等教員として日本語教育に３年以上従事した経験」とは一つの機関の在職期間である必要がありますか。また、新たに開設される機関において主任教員に就任予定である場合で、これまでに他の機関において本務等教員として３年以上勤務していたものの、在職期間中に子の出産のため休業期間がある場合に、経験年数に含めることができますか。（第５条第２項第３号）..... 17
Q2-5-15　就労のための課程や生活のための課程を置く場合、「その他の関係者」の前にある「外国人を雇用する事業主」「地方公共団体」は例示ですか。（第５条第２項第４号）..... 18
Q2-5-16　教員は国内在住者に限定されますか。就労のための課程や生活のための課程

の一部でオンラインを含む授業科目を想定している場合、海外在住の教員を配置することはできますか。（第６条） 18
Q2-5-17　複数の機関で本務等教員になることはできますか。（第６条） 18
Q2-5-18　留学のための課程の本務等教員を就労のための課程や生活のための課程の本務等教員と兼務させるなど、分野の異なる課程の間で本務等教員として兼務させることは可能ですか。（第６条） 19
Q2-5-19　認定基準第６条第２項括弧内ただし書きの規定により、大学や専門学校が認定を受ける場合の本務等教員の最低数が１人とされているのはなぜですか。（第６条第２項） 19
Q2-5-20　１週間当たりの担当授業時数は、25 単位時間を超えてはならない、としていますが、就労のための課程や生活のための課程の場合には認定基準上の授業時数は単位時間で定められていません。この場合に、単位時間に読み替えて適用する必要がありますか。（第７条） 19
Q2-5-21　「事務を統括する」とは具体的にどのような業務が想定されますか。（第８条） 20
Q2-5-22 事務を統括する職員は教員又は校長・主任教員等が兼務することは可能ですか。 20
Q2-5-23 複数名を「事務を統括する職員」とすることは可能ですか。 20
Q2-5-24 事務を統括する職員や生活指導担当者については、どのような雇用形態である必要がありますか。 20
Q2-5-25　認定基準第９条や第 10 条の「必要な体制」とは具体的にどのようなものですか。（第９条、第 10 条） 20
Q2-5-26　申請の時点で、教員及び職員全員について雇用等に関する契約が完了している必要がありますか。 20
Q2-5-27 就任承諾書については、既存校についてはどの時点を就任日と捉えますか。 21
Q2-5-28 様式 6－4 号、様式 6-6 号の就任承諾書や様式 4-2 号（その 1）について、既に告示校として開設しており、開設時から役員に就任している者の日付は、どのようにすればよいですか。 21
Q2-5-29 他校等での教育経験者の在職証明書について、海外での教育経験（例えば技能実習生送り出し機関等での日本語教育）なども証明書は必要ですか。 21
Q2-5-30 在職証明書について、入手が困難な経歴を持つ教員がいますが、どのように対応すればよいですか。 21
Q2-5-31 主任教員等の学歴等の証明書については、写しも可能でしょうか。また、証明書の発行した年月日は問わない（何年以内などの制限なし）という理解でよろしいでしょうか。 22

Q2-5-32 外国語で記載された卒業証明書でも申請は可能でしょうか。 22
2-6.　認定基準（施設及び設備）に関すること 22
Q2-6-1　校地・校舎は賃貸でも良いですか。 22
Q2-6-2　校地・校舎の自己所有の例外はありますか。 22
Q2-6-3　「負担附きでない」とはどういうことですか。（第 12 条第２項、第 13 条４項） 23
Q2-6-4　「負担附きであることにやむを得ない事情」とはどういうことですか。（第 12 条第２項、第 13 条４項、告示第２条及び第３条） 23
Q2-6-5　認定後においても、校地や校舎の取得に係る借入れ以外の目的で、校地や校舎に抵当権等を設定することはできないのですか。 23
Q2-6-6　既存の法務省告示機関等が認定を受ける場合でも、認定時においては、校地や校舎の取得に係る借入れ以外の目的で、校地や校舎に抵当権等を設定することはできないのですか。 24
Q2-6-7　校舎を他の教育機関（大学の学部や専門学校の専門課程等）と共用する場合の面積については、日本語教育機関の用に供する部分で計算をするということで良いですか。（第 13 条第２項） 24
Q2-6-8　「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項」２（２）①の「社会通念上必要と考えられる構造や耐震性等」の具体的な基準はありますか。 24
Q2-6-9　建設や改修が終了していない段階での「認定日本語教育機関」の申請は可能でしょうか。 25
Q2-6-10　教員室と事務室は同じ部屋で可能ですか。 25
Q2-6-11　設備について、黒板を使う授業を実施しないため、代用するものでよいですか。（第 14 条第２項） 25
Q2-6-12　図書等の数について定めはありますか。（第 15 条） 25
Q2-6-13　実地審査時、全ての蔵書を現に揃えておくことが必要でしょうか。 25
Q2-6-14　設備には ICT 機器も含まれますか。（第 15 条） 25
Q2-6-15　添付書類（21）設備・備品の整備状況が分かる書類について、認定されてから備品の購入を考えております。現時点で備品を購入して書類を提出しなければならないのでしょうか。（第 15 条） 26
Q2-6-16　添付書類（30）寄宿舎の概要が分かる書類について、アパート等を借りる予定ですが、申請までに契約が困難な状況です。そういった場合でも図面や設備等概要がわかる資料の提出は必須ですか。 26
Q2-6-17　様式２の校舎欄の部屋について教員室兼事務室のように 1 室となっている場合、どう記載すればよいでしょうか。 26
2-7.　認定基準（教育課程）に関すること 26
Q2-7-1　課程の教育内容の見直しや改善により、認定を受けた教育課程の内容に変更

が生じた場合、教育課程の変更が必要ですか。 26
Q2-7-2　どのような場合に日本語教育課程の新設が必要で、どのような場合に既存の日本語教育課程の変更でよいのですか。 27
Q2-7-3　留学の課程として就職を目的としたコースの設置は出来ますか。 27
Q2-7-4　卒業後は進学ではなく、日本で就職予定の留学生のみを受け入れる場合は、留学のための課程ではなく就労のための課程でもいいですか。（第 16 条） 27
Q2-7-5　「課程」と「コース」の違いは何ですか。 27
Q2-7-6　認定に係る日本語教育課程を「コース」と呼んでも良いですか。 28
Q2-7-7　進度の速い生徒を上級のクラスに入れても良いですか。 28
Q2-7-8　「日本語教育課程編成のための指針」で、「本指針を土台とし、自ら掲げる教育理念や教育課程の目的及び目標に基づき、発展的かつ創造的に教育内容を計画、実施」とありますが、各教育機関として留意しなければならない点はどのようなことですか。 28
Q2-7-9　「日本語教育課程編成のための指針」で、留学のための課程において、教育課程の名称は主たる目的と修業期間を端的に示すとされていますが、教育課程の名称はどのように設定すればよいですか。（５－２（１）） 28
Q2-7-10　教育課程の主たる目的と生徒の学習目的が一致しない場合は、当該生徒は当該教育課程に受け入れることができないのですか。 28
Q2-7-11　認定基準の「高度に自立して日本語を理解し、使用することができる水準」等の規定は具体的にどのような日本語能力を意味するのですか。（第 16 条第２項等） 29
Q2-7-12　定期試験や学校行事は、認定申請する教育課程の授業時数、授業日数に含めることができますか。（第 20 条） 29
Q2-7-13　大学または専門学校である認定機関で、日本語教育課程以外の科目の履修（上限 160 単位時間）によって、日本語教育課程の授業時数として算入できる科目とは、具体的にどのような科目ですか。（第 20 条第２項） 30
Q2-7-14　留学のための課程において夜間に授業を行っても良いですか。（第 20 条第４項） 30
Q2-7-15　「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」が策定されましたが、各機関の独自の教育は実施できなくなるのですか。（第 22 条等） 31
Q2-7-16　外部の者と連携して行う授業で、認定を申請する日本語教育課程の内容に含めることが認められるものについて教えてください。（第 22 条） 31
Q2-7-17　生活オリエンテーション等を教育課程の内容に含めることが認められますか。（第 22 条） 31
Q2-7-18　留学のための課程において、「日本語教育課程編成のための指針」５－２（３）にある、学習時間を、「週ごと月ごと等の偏りがないよう留意しながら適切に設定」するためにはどうしたらよいですか。（第 22 条） 32

Q2-7-19　「日本語教育課程編成のための指針」で、各分野の学習内容で示されている総合学習とはどのようなものを指していますか。（５－２（５）ⅲ)、５－３（５）ⅲ)、５－４（５）ⅲ)）…… 32
Q2-7-20　日本語教育以外の事項に関する授業を実施するに当たり「支障のない範囲内」とはどのような意味ですか。（第 22 条第４項)。…… 32
Q2-7-21　どのような教育内容を様式 10－６の「認定対象外課程」として申請する必要がありますか。（第 22 条第４項）…… 33
Q2-7-22　就労のための課程や生活のための課程において、企業等のニーズに応じて、「聞く」と「話す」に特化したコースを実施しても良いですか。（第 23 条）…… 33
Q2-7-23　就労のための課程や生活のための課程において認定基準 23 条の規定により認定を受けた日本語教育課程の一部を履修させる場合、認定や届出が改めて必要ですか。（第 23 条）…… 33
Q2-7-24　「日本語教育課程の修業期間の始期から１年を経過しない間」とは、例えば、令和７年４月１日に修業期間が開始した場合、いつまでを指すのですか。（第 24 条第２項)。…… 33
Q2-7-25　認定基準第 24 条第４項の「合計収容定員数の８割を超えているとき」とは、どの時点で超えていることを指しますか。（第 24 条第４項)。…… 33
Q2-7-26　在籍者数が収容定員数の８割を超えていれば、収容定員数の増加は認められますか。（第 24 条第４項)。…… 34
Q2-7-27　収容定員数を超える生徒の受け入れは一切認められないのですか。（第 24 条第５項）…… 34
Q2-7-28　一の分野に係る課程を複数置く場合、同一分野内であっても各課程の収容定員数を超えて生徒を受入れてはならないのですか。（第 24 条第５項）…… 34
Q2-7-29　講義の授業で、同時に授業を受ける生徒数が 20 人を超えても支障がないと判断される場合はどのような場合ですか。（第 24 条第６項）…… 34
Q2-7-30　「講義」とはどのような授業形態を指しますか。（第 24 条第６項、第 25 条第１項)。…… 35
Q2-7-31　留学のための課程ではいかなる場合もオンライン授業は認められないのですか。（第 25 条第１項)。…… 35
Q2-7-32　オンライン授業について「同時かつ双方向に行われるもの」とは具体的にどのような形態ですか。（第 25 条第２項、告示第５条第１項第２号)。…… 35
Q2-7-33　就労のための課程や生活のための課程で、校舎以外の場所で恒常的に授業を履修させるとはどういうことですか。（第 25 条第４項)。…… 35
Q2-7-34　「補助者」の役割とはどのようなものですか。登録日本語教員である必要はありますか。（第 25 条第２項、同条第４項及び告示第５条第２項第３号)。…… 36
Q2-7-35　留学のための課程の入学者の募集ではどのような情報提供をすればよいです

か。（第 26 条）。 36
Q2-7-36　入学者の日本語能力と学習意欲を確認する「その他の適切な方法」とはどのような方法が想定されますか。（第 27 条）。 36
Q2-7-37　修了の要件における「生徒の学習の成果を評価」とはどのような方法で行うのですか。（第 28 条）。 37
Q2-7-38　生徒の学習成果の評価や成績の判定について、これまで日本語能力試験などの試験の成績を利用していましたが、引き続き、試験の結果を成績に利用することはできますか。今後は「日本語教育の参照枠」の考え方を踏まえて設定する必要があるということですか。 37
Q2-7-39　生徒の卒業時点の日本語能力が低い場合に問題がありますか。（第 28 条） 37
Q2-7-40　（欠番） 38
Q2-7-41　留学のための課程のみで新規設立を行った後、数年後留学生の収容定員を 100 名以上に増員した場合に、就労のための課程や生活のための課程を追加するには、留学の収容定員を再度 100 名以下にしなければなりませんか。 38
Q2-7-42　例えば、2025 年 4 月開設した場合において、初回の増員申請が可能なのは何年後なのか(毎年定員 8 割を満たしたものとする)何年何月に増員した人数が反映されるのか。 38
Q2-7-43　文部科学大臣指定準備教育課程（法務省告示別表第二）の申請は、どのように行えばよいでしょうか。 38
Q2-7-44　日本語教育課程の内容に係る認定申請書類について、記載例は示されていますか。 39
Q2-7-45　認定基準第 19 条において「留学のための課程にあっては、一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする」とされていますが、35 週を超える授業期間を設けても良いですか。 39
Q2-7-46　専門学校への進学を目標とする「留学のための課程」について、日本語能力の到達目標を B1 とすることはできますか。 39
Q2-7-47　生徒が、自身の都合によって、進学を目的とした課程と就職を目的とした課程の間を移動することは認められますか。 40
Q2-7-48　初級段階は同一の内容で、中級以降は進学と就職に分岐するような課程編成は認められますか。また、生徒の日本語習得状況に応じて、途中から到達目標レベルが変わるような課程編成は認められますか。 40
2-8.　認定基準（学習上及び生活上の支援体制）に関すること 40
Q2-8-1　学習上の困難を抱える生徒のために母語支援を必ず提供しなければならないのですか。（第２９条） 40
Q2-8-2　就労のための課程や生活のための課程において、出席管理体制についてはどの程度求められますか。（第 30 条）。 41

Q2-8-3　「転学の支援のための計画の策定その他の当該日本語教育課程の生徒の学習の継続に必要な措置」とはどこまでのものを想定していますか。（第 31 条）。 41
Q2-8-4　転学支援に関し、他機関と転学協定を締結しなければならないのですか。 41
Q2-8-5　留学のための課程について、地方公共団体との連携は何を想定していますか。（第 32 条第１項）。 41
Q2-8-6　生活指導担当者として必要な「知識及び経験」は何を想定していますか。（第 32 条第２項）。 41
Q2-8-7　生活指導担当者を本務とする者は学校事務を執ってもいいですか。（生活指導担当者と事務員を分ける必要がありますか） 42
Q2-8-8　「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項」２（４）①の「生徒の母語あるいはその他十分に意思疎通ができる言語による対応ができる者が確保されていることを要する」について、例えば、通訳派遣会社との提携や、海外の仲介業者との連携、翻訳機器を用いるといったことでも認められますか。 42
Q2-8-9　健康診断の内容として何を想定していますか。（第 33 条）。 42
Q2-8-10　認定基準第 34 条や告示第４条の「生徒が我が国に適正に在留し、学習を継続するために必要な支援を行うための体制」は何を想定していますか。（第 34 条及び告示第４条）。 42
Q2-8-11　就労のための課程や生活のための課程を置く場合、事業主等や地方公共団体等と連携した日本語教育課程の編成等について相当の実績に基づいた連携体制の整備が求められていますが（認定基準第 35 条、第 36 条）、認定申請以前から、事業主等や地方公共団体等と連携して日本語教育課程を実施した実績がないと認定されませんか。 43
Q2-8-12　認定基準第 35 条や 36 条について、具体的にどのような連携を想定していますか。また、「相応な実績」とは具体的にどのようなことですか。（第 35 条、第 36 条）。 43
Q2-8-13　施行規則第 10 条で、認定日本語教育機関が備えるべき帳簿には「医師その他の生徒の健康の保持増進に従事する者の勤務状況」を記載することとされていますが、医師を雇用することが求められているのでしょうか。 43
Q2-8-14　「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項」２（４）①の「生徒の母語あるいはその他十分に意思疎通ができる言語による対応ができる者が確保されていることを要する」について、機関に在籍する生徒全ての出身国の母語対応ができる者を確保しなければなりませんか。 43
2-9.　法務省告示機関に関すること 44
Q2-9-1　新たな制度ができて、制度の何が変わるのですか。 44
Q2-9-2　法務省告示機関はいつまでに認定を取る必要があるのですか。 44
Q2-9-3　法務省告示機関に関する各種手続きは、引き続き入管庁で受付を行うのですか。 44

Q2-9-4　これまで日本語教育機関の告示基準によって課せられた義務は引き続き履行する必要があるのですか。 45
Q2-9-5　日本語教育機関の告示基準附則における専任教員数（定員 40 人につき 1 人以上）の経過措置については、法律の施行後も継続予定ですか。 45
Q2-9-6　日本語教育機関の告示基準における 420 単位時間以上の日本語教師養成研修について、新設のための文化庁への届出はいつまで受け付けられますか。 45
Q2-9-7　日本語教育機関の告示基準における日本語教育能力検定試験の取扱いについて、いつまでに試験を合格すれば教員として認められますか。 45
Q2-9-8　認定申請に際し、法務省告示機関として地方出入国在留管理局・支局への各種変更の届出も行わなければなりませんか。 45
Q2-9-9　認定を受けるまでは、従来の告示機関の制度（適正校かつ定員 80%充足）のまま定員を増やすことができますか。 46
Q2-9-10 法務省告示機関制度に係る定員増の申請中に認定申請をすることができますか。 46
Q2-9-11 認定申請中に、適正校の通知が得られた場合、認定申請結果が出る前に定員増の申請をすることができますか。 46
Q2-9-12 法務省告示機関について、移行措置期間中は、一部課程・コース等のみ認定申請に及んでもよろしいですか。 46
2-10.　経過措置に関すること 47
Q2-10-1　法律の施行後５年間は、認定日本語教育機関で日本語教育課程を担当する教員は、現職教員でも可とのことですが、現職教員とはどのような方のことを指すのでしょうか。 47
3.　登録実践研修機関、登録日本語教員養成機関 47
3-1.　審査に関すること 47
Q3-1-1　いつから登録のための相談をすることができますか。 47
Q3-1-2　登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の両方の登録について審査を受けたいと考えています。審査で片方だけ登録となった場合はどうなるのでしょうか。 47
Q3-1-3　必須の教育内容 50 項目に対応した養成課程等としての確認を受け、登録日本語教員の資格取得に係る経過措置 C ルートの対象となりましたが、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関としての登録はいつまでに受ける必要がありますか。 ... 47
Q3-1-4　申請後、審査中に申請資料の内容に変更が生じることは認められますか。 48
3-2.　実践研修と養成課程に共通すること 48
Q3-2-1　実践研修や養成課程の一部を他の機関に委託して実施することはできますか。 48
Q3-2-2　研修事務規程や養成業務規程はどの程度詳細に記載する必要がありますか。 48

Q3-2-3　実践研修や養成課程の定員数とは具体的に何を指しますか。 49
Q3-2-4　同一の科目を実践研修及び養成課程の科目として、それぞれに含めることは可能ですか。 49
3-3.　登録実践研修機関や実践研修に関すること 49
Q3-3-1　実践研修に係る費用については、どのようになりますか。 49
Q3-3-2　実践研修の手数料の額は、実践研修の実施に要する費用の額を少しも超えてはいけないのですか。 49
Q3-3-3　登録実践研修機関が大学であって在学生が実践研修を受講する場合、大学の学生として支払っている授業料等とは別に追加で実践研修の手数料の支払いを求めなくてはいけませんか。 49
Q3-3-4　登録実践研修機関の地位を他者に引き継ぐことはできますか。 50
Q3-3-5　施行規則第 29 条の実践研修の受講資格のうち、養成課程を修了する見込みの者とは誰を指しますか。 50
Q3-3-6　養成課程を修了する見込みの者が、実践研修を受講するために必要な履修を行っているかどうかは、誰が示すことになるのですか。 50
Q3-3-7　実践研修の受講者について、自機関の養成課程を修了した者などに対象を限定しても良いですか。 50
Q3-3-8　実践研修に修了要件を設ける必要はありますか。それとも受講すればそれでよいのでしょうか。 51
Q3-3-9　実践研修機関において、受講者が研修の結果、日本語教員として適切でないと判断することは考えられるのでしょうか。 51
Q3-3-10　実践研修はすべてオンラインで実施できますか。 51
Q3-3-11　実践研修での教壇実習において、Ａ１～Ｃ２までのあらゆるレベルや、あらゆる分野の学習者に対する実習を網羅的に行う必要がありますか。 51
Q3-3-12　「登録実践研修機関研修事務規程策定基準」１⑥において、教壇実習では受講者１人につき 45 分以上の授業の補助（指導者の指導の下、教壇に立って授業をすること）を単独で２回以上行うことを求めていますが、１回 15 分にして６回行う形でもいいでしょうか。 51
Q3-3-13　実践研修と養成課程を一体的に運用する場合に、実践研修のうち教壇実習を離れた時期に２回実施し、それぞれで１回ずつ 45 分以上の授業の補助（指導者の指導の下、教壇に立って授業をすること）を単独で行わせることとしても良いですか。 ... 52
Q3-3-14　教壇実習は必ず認定日本語教育機関で行う必要がありますか。 52
Q3-3-15　認定日本語教育機関の認定申請と並行して登録実践研修機関としての登録申請を行うことは可能ですか。 52
Q3-3-16　認定日本語教育機関以外を教壇実習機関とする場合、その教壇実習機関の教員等が指導者にならなければならないのですか。 52

Q3-3-17　インターナショナルスクールを教壇実習機関とすることはできますか。 ... 53
Q3-3-18　教壇実習機関は外の機関でないといけないのですか。 ... 53
Q3-3-19　「登録実践研修機関研修事務規程策定基準」12 の点検及び評価はどのような項目を実施すればよいですか。 ... 53
Q3-3-20　大学や専修学校等である登録実践研修機関が、学校教育法等に基づいて、実践研修を含む評価等を既に実施している場合、新たに別の評価制度等を整備し直す必要がありますか。 ... 53
Q3-3-21　第三者評価は実施しなければならないのでしょうか。 ... 53
Q3-3-22　「登録実践研修機関研修事務規程策定基準」13 の「秘密の保持に関するルール」とはどのようなものですか。 ... 54
3-4.　登録日本語教員養成機関や養成課程に関すること ... 54
Q3-4-1　養成課程に修了要件を設ける必要はありますか。それとも受講すればそれでよいのでしょうか。 ... 54
Q3-4-2　登録日本語教員養成機関の地位を他者に引き継ぐことはできますか。 ... 54
Q3-4-3　「登録日本語教員養成機関養成業務規程策定基準」１③の「通常の受講者が授業時間の二倍に相当する時間を要する学習を、授業時間外に行わせるカリキュラム内容」について審査ではどのように確認するのですか。 ... 54
Q3-4-4　「登録日本語教員養成機関養成業務規程策定基準」２②の「料金が特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものとなっていないこと」について、受講者の特性に応じて料金を割引することは許容されますか。 ... 55
Q3-4-5　本務等教授者とは何ですか。 ... 55
Q3-4-6　認定日本語教育機関の設置者が登録日本語教員養成機関の登録を受ける場合、認定日本語教育機関の本務等教員が養成課程で授業等を担当する場合、養成課程の本務等教授者とすることはできますか。 ... 55
Q3-4-7　「登録日本語教員養成機関養成業務規程策定基準」４の①に規定する「実施上支障を来さない体制」とどのような体制が求められますか。 ... 56
Q3-4-8　「登録実践研修機関の登録、研修事務規程の認可等、登録日本語教員養成機関の登録及び養成業務規程の届出等に当たり確認すべき事項」２（２）①の「収容定員数に応じた本務等教授者が配置され、かつ、当該本務等教授者が最低３人を上回っているか確認することとする」とは、機関単位で最低３人を上回っていればよいですか。 56
Q3-4-9　本務等教授者は、自らの担当科目を有さない者であってもよいでしょうか。 ... 56
Q3-4-10　複数の登録日本語教員養成機関が共同して１つの養成課程を実施することは可能ですか。 ... 56
Q3-4-11　「登録日本語教員養成機関養成業務規程策定基準」12 の点検及び評価はどのような項目を実施すればよいですか。 ... 57

Q3-4-12　大学や専修学校等である登録実践研修機関が、学校教育法等に基づいて、実践研修を含む評価等を既に実施している場合、新たに別の評価制度等を整備し直す必要がありますか。 57
Q3-4-13　第三者評価は実施しなければならないのでしょうか。 57
Q3-4-14　「登録日本語教員養成機関養成業務規程策定基準」13 の「秘密の保持に関するルール」とはどのようなものですか。 57
Q3-4-15　「登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム」で挙げられている「必須の教育内容」を 375 単位時間（25 単位）未満で実施することも可能ですか。 . 57
Q3-4-16　平成 31 年報告書においては、項目をまとめて必要な時間数や単位数を目安として示していたが、この考え方は踏襲していますか。 58
Q3-4-17　養成課程における「必須の教育内容」について、具体的な教授項目などを確認するための資料などはありますか。 58
Q3-4-18　養成課程の修了後、基礎試験の免除に有効期間はありますか。 58
Q3-4-19　養成課程の一部を海外の日本語学校等と連係し、当該海外の日本語学校等で実施しても良いですか。 58
Q3-4-20 登録実践研修機関と教壇実習機関が異なる場合、登録実践研修機関側の指導者はどのようなことに留意するべきですか。 59
Q3-4-21 登録される前にすでにその課程で学修を開始した学生がいた場合、どのような扱いとなるのか。 59
3-5.　教育訓練給付金制度における講座指定に関すること 59
Q3-5-1　養成課程や実践研修は、教育訓練給付の対象講座として指定を受けることができますか。 59
Q3-5-2　従前から「日本語教育機関の告示基準」（平成２８年７月 22 日出入国在留管理庁策定）第１条第１項第 13 号ニに規定する日本語教員の要件として適当と認められる研修として文化庁に届出を受理された養成講座（以下、「従前からの養成講座」という。）を実施してきた機関等が、登録日本語教員養成機関や登録実践研修機関としての登録を受けようとする場合、いつから教育訓練給付の対象講座として指定を受けることができますか。 60
Q3-5-3　従前から一般教育訓練給付の対象として指定されている講座について、登録日本語教員養成機関や登録実践研修機関としての登録を受けた後も引き続き一般教育訓練給付の対象となりますか。 61
Q3-5-4　登録日本語教員養成機関及び登録実践研修機関としての登録後の養成課程及び実践研修について、特定一般教育訓練給付の対象講座として指定申請を行う場合、登録日本語教員養成機関や登録実践研修機関としての登録を受ける前の講座実績により、講座実績に係る要件を満たすことができますか。 62
4.　登録日本語教員の登録、日本語教員試験 63

4-1.　登録日本語教員の登録に関すること 63
Q4-1-1　登録日本語教員の登録申請をしましたが、登録が完了するまでにどれくらいの期間を要しますか。 63
Q4-1-2　ポータルで登録申請の情報入力・送信した順に、早い方から先着順で審査・登録が行われるのでしょうか。 63
Q4-1-3　審査の進捗状況を確認したいのですが、どのようにすれば確認できますか。 64
Q4-1-4　過去に文化庁の委託事業による研修プログラムを修了した者について、試験や実践研修の免除等の対象になりますか。 64
4-2.　日本語教員試験に関すること 64
Q4-2-1　具体的なスケジュールはどうなっていますか。 64
Q4-2-2　試験を受ける際の受験料はどうなっていますか。 64
Q4-2-3　登録日本語教員の登録料はいくらですか。 64
Q4-2-4　日本語教員試験に合格し、登録日本語教員の登録を受けないと、今後は日本語教育を行うことはできなくなってしまうのですか。 64
Q4-2-5　日本語教員試験の受験に際して、年齢、学歴、国籍に条件はありますか。 64
Q4-2-6　日本語教員試験の実施要項や出題内容等は公表されていますか。 65
Q4-2-7　令和６年度に実施した日本語教員試験について教えてください。 65
Q4-2-8　養成課程に在籍中の者は無事に修了すれば基礎試験が免除されるはずですが、終了前の在籍中に応用試験のみ受験できますか。基礎試験も受験しなければならないのでしょうか。 65
Q4-2-9　養成課程の修了見込みで受験した場合で、仮に予定どおり修了できなかった場合は応用試験のみ合格できますか。 65
Q4-2-10　日本語教員試験に合格した場合、いつまでに登録の申請を行う必要がありますか。 65
Q4-2-11　これから新たに日本語教員になりたいと考えていますが、実践研修や養成課程は、いつから受講することが可能になりますか。 66
Q4-2-12　基礎試験と応用試験の両方を受験し、どちらか一方だけ不合格となった場合、次回以降の試験では合格点に達した方は試験免除になりますか。 66
4-3.　経過措置関係 66
Q4-3-1　法律の施行後５年間に適用される経過措置において、修了した養成課程等や日本語教育能力検定試験の合格の有無により、登録日本語教員となるまでに必要なものが異なるとのことですが、具体的に説明してください。 66
Q4-3-2　登録日本語教員の資格取得に係る経過措置において、どのような場合に「現職者」に該当しますか。 66
Q4-3-3　経過措置の要件のうち、現職者の要件である「１年以上日本語教育課程を担

当した経験」とは１年のうちにどの程度勤務した実績が必要ですか。 67
Q4-3-4　大学で日本語を教えている教員については、現職者としてみなされることが可能ですか。 67
Q4-3-5　大学での日本語教育の経験は、認定が必要な別科等での経験しか、現職者としての１年以上の経験とみなされませんか。 67
Q4-3-6　「日本語に通じない」留学生に対する日本語教育ということであれば、一定の日本語能力を有する留学生に対する日本語教育は、現職者としての経験の対象外になりますか。 68
Q1.　「現職者」要件の対象となる「大学」での勤務には、国内の短期大学での勤務も含まれますか。 68
Q4-3-7　海外の大学等や、国内の高等専門学校、高等学校、中学校、小学校等で日本語を教えた経験は、現職者の要件である１年以上日本語教育課程を担当した経験に含まれますか。 68
Q4-3-8　告示校において、一年間必要時間数を無報酬で教師として活動した場合、現職者の対象となりますか。 68
Q4-3-9　経過措置の現職者の要件における「文部科学大臣が指定した日本語教育機関」とは何ですか。 68
Q4-3-10　令和５年度までに実施された日本語教育能力検定試験に合格している現職者ですが、日本語教員試験は基礎試験と応用試験が共に免除されるため、講習を受講すれば登録が受けられますか。 69
Q4-3-11　現行の大学及び大学院における 26 単位以上又は 45 単位以上の日本語教師養成課程や、文化庁に届け出た 420 単位時間以上の日本語教師養成研修の修了者は法務省告示機関や認定日本語教育機関で働けますか。 69
Q4-3-12　自分が卒業した養成課程等が経過措置の適用に際し、どの場合に該当するのか、どのように確認をするのでしょうか。個人として行わなければならないことはどのようなことでしょうか。 69
Q4-3-13　経過措置期間内に、登録実践研修機関や登録日本語教員養成機関としての登録を受けていない機関の日本語教員養成課程等を受講する場合、どのようなことに留意する必要がありますか。 70
Q4-3-14　経過措置におけるＣ及びＤ－１のルートの対象となる養成課程等については文部科学省が確認を行うとのことですが、確認はどのように行われますか。養成課程等を実施する機関は、何らかの手続きを行う必要がありますか。 70
Q4-3-15　経過措置Ｃ又はＤ－１のルートの対象として公開されている養成課程等を修了した場合、学士の学位を有していない者や現職者でない者も、資格取得の経過措置が適用されるのですか。 71
Q4-3-16 経過措置 C ルートの課程を修了した学士を有していない者は、経過措置の対

象とはなれないのですか。 71
Q4-3-17　経過措置 C ルート又は D-1 ルートの課程について、ホームページの一覧に記載された実施期間より前から受講し、実施期間中に修了した場合、経過措置の対象となりますか。また、実施期間前に大学に入学したものの、一覧記載の実施期間内に対象となる養成課程を受講開始したような場合はどうなりますか。 71
Q4-3-18　経過措置における「講習」とはどのようなものですか。いつ頃から講習が始まりますか。申し込むにはどうすればよいですか。 72
Q2.　「現職者向け講習」の講義資料や動画について、研修で使用するなど、受講申込みをした本人以外の者に対して配布・放映などしても良いですか。 72
Q4-3-19 経過措置 C ルートの課程を受講中であり、修了していない状態で、日本語教員試験の基礎試験の免除を受けられますか。 72
Q4-3-20 経過措置ルート D-1、D-2、E-1 又は E-2 の対象者が、講習の修了前に日本語教員試験の基礎試験の免除を受け応用試験を受験することは可能ですか。 72
Q4-3-21 現在、経過措置の対象となる日本語教育機関で講師をしており、経過措置 F ルートで受験を考えていますが、出願時点では現職経験「１年以上」の要件を満たしていません。この場合、試験ルートで受験するか、次回以降で受験するしかないのでしょうか。 72
Q4-3-22　現在日本語教員の養成を行っている機関ですが、受講者募集に際し、どのようなことに留意する必要がありますか。 73
Q4-3-23　令和 6 年度以降に公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した場合、資格取得の経過措置の適用を受けられますか。また、経過措置期間内に法務省告示機関や認定日本語教育機関の教員として日本語教育を担当することができるようになりますか。 73
Q4-3-24　C ルート及び E ルートの両方に該当するため、講習・試験・実践研修の全てが免除になりますか。 74
Q4-3-25 登録日本語教員の資格取得に経過措置に係る在職証明書について、一度発行すれば経過措置期間が終了する令和 10 年度末まで有効でしょうか。 74
Q4-3-26 登録日本語教員の資格取得の経過措置に係る在職証明書の発行様式・方式については、指定様式にて発行とのことですが、同様の記載内容であれば、退職時等に既に取得済みの各機関任意の様式でも有効でしょうか。 74
Q4-3-27 登録日本語教員の資格取得の経過措置に係る在職証明書の発行はスキャンや PDF 等の電磁的方法によるものでも構いませんか。 75
Q4-3-28 登録日本語教員の資格取得の経過措置に係る在職証明書に発行機関の押印は必要ですか。 75
Q4-3-29 「在職証明書」には、法務省告示機関になる前からの期間や、平成 31 年 3 月 31 日以前の期間を書く必要はありますか。また、当該教員の全部の経歴ではなく、

「現職者」に該当する一部の期間だけの証明だけでも構いませんか。 75
5.　その他 75
Q5-1-1　ホームページに掲載された資料を読んだ上でもわからないことがある場合に、制度の詳細については、どこに聞けばよいですか。 75

1.　制度全般

Q1-1-1　　日本語教育機関認定法が制定された背景は何ですか。

A 在留外国人が増加傾向にある中で、日本語教育について、教育の質の確保のための仕組みが不十分であることや、専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分といった課題が指摘されています。これを受けて、本法律は、日本語教育機関を認定する制度を創設し、また、認定日本語教育機関で日本語を指導することができる登録日本語教員の資格制度を設けるものです。こうした仕組みを通じて、日本語を学ぶ外国人それぞれが必要とする日本語能力が身に付けられるよう、教育の質の確保を図ることとしています。法律の概要については以下のURLの資料を参照してください。

https://www.mext.go.jp/content/20240321-ope_dev02-000034780_1.pdf

Q1-1-2　　認定日本語教育機関等に関し、国が情報公開をするサイトについて具体的に教えてください。

A 認定日本語教育機関について、法の施行規則（省令）においては設置者や日本語教育機関の基本的な情報について国が公表するよう定めており、以下のウェブサイトでこれらの情報を多言語で公表しています。また、登録日本語教員の登録を受けた者の情報について、実践研修や登録後の研修の受講状況を含めて、本人の同意が得られた場合に公表する予定です。詳細が確定した場合には周知することとしています。

日本語教育機関認定法ポータル：

https://www.nihongokyouiku.mext.go.jp/top

2.　認定日本語教育機関

2-1. 認定制度全般に関すること

Q2-1-1　　認定されるとどうなりますか。

A 認定基準等を満たす日本語教育機関は、一定の質が担保されたものとして文部科学大臣が認定するとともに、文部科学省の情報サイトにおいて多言語で情報発信し、また、文部科学大臣が定める表示を広告等に付すことができるようになります。これにより、これまで様々な主体により、様々な形態で実施されてきた日本語教育機関について、外国人本人や企業等が選択するに当たって、正確かつ必要な情報を得られることとなります。また、各教育機関から提供される日本語教育の水準を正確に確認

することが可能となり、一定の質が担保され、かつ学習者の状況に合った適切な日本語教育機関を選択することが可能となります。

Q2-1-2　本制度の認定はどのような日本語教育機関を対象としているのですか。

A 本制度では、留学生を受け入れて日本語教育を行う「留学」、就労者に対して日本語教育を行う「就労」、生活者に対して日本語教育を行う「生活」の3つの分野別に日本語教育課程を審査し、これらの日本語教育を実施している機関を認定することとしています。

Q2-1-3　認定を受けるには３つの分野の日本語教育課程をすべて設置する必要がありますか。

A 全ての分野を設置する必要はありません。どれか1つでも複数でも可能です。

Q2-1-4　大学の別科や留学生センター、日本語教育センター等で日本語教育を行っている場合、認定を受ける必要がありますか。

A 科目等履修生・聴講生・研究生といった、大学等の正規課程の定員外の扱いとなる非正規生であって、一定の日本語能力（日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上）を備えていない留学生を対象に専ら日本語教育を行なおうとする場合は、原則として留学のための課程の認定を受けた機関でなければ、入学しようとする外国人に「留学」の在留資格が認められません。（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）本則の表法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号）

したがって、別科や留学生センター、日本語教育センターに限らず、大学の正規課程で開講される日本語教育科目により構成されるプログラムであっても、受講者の所属・身分・日本語能力が前述の条件に当てはまる場合は、当該受講者を「留学生」として受け入れるためには令和 11 年3月 31 日までに留学のための課程の認定を受ける必要が生じます。

なお、下記に該当する場合は、専ら日本語教育を行うものとはせず、各区分の留学生のみを対象に行う日本語教育については、引き続き留学のための課程の認定を要さずに実施することが可能です。

- 正規課程に正規生として在籍する留学生を対象に日本語教育を行う場合

- 国費外国人留学生制度に基づく国費外国人留学生を対象に日本語教育を行う場合
- 大学間交流協定等に基づく学生交換計画により受け入れる交換留学生を対象に日本語教育を行う場合　　等

Q2-1-5　　日本語等別科を新たに設置の上、認定日本語教育機関の申請をする場合、どのような手続きになるでしょうか。

A　日本語等別科を新たに設置の上、認定日本語教育機関の申請をする場合、まずは随時、高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室へご相談ください。

その上で、別科の設置に係る学則変更届出の手続を高等教育局大学教育・入試課大学設置室宛に行っていただく必要があります。当該届出の提出時期は、設置しようとする年度の前年度の4月1日から 12 月 31 日までですが、12 月 31 日までに認定日本語教育機関としての認定がなされず、認定がなされなかったならば当該別科の設置をしない場合には、学則変更予定書を提出した上で、認定がされ次第、届出書を提出してください。

その後、別科開設をもって留学生の受入れができます。なお、届出書の提出により当該別科が設置されることとなるため、届出書が提出されない場合には、予定書が取り下げられたものとみなされますので、ご留意ください。

具体的には、①4月開設の場合は、10 月頃（予定）に認定結果を受領されたら、当該認定に伴う別科設置に係る学則変更についての意思決定後、速やかに学則変更届を大学設置室へ提出、②10 月開設の場合は、前年度 10 月の認定日本語教育機関の正式申請時に「学則変更予定書」を大学設置室へご提出の上、4月頃（予定）に認定結果を受領されたら、当該認定に伴う別科設置に係る学則変更についての意思決定後、速やかに「学則変更届」を提出していただく必要があります。

Q2-1-6　　他の日本語教育機関と同じ名称をつけても良いですか。

A 施行規則第4条第2項では、情報の公表に当たり、「他の認定日本語教育機関と混同するおそれのある表示その他の誤解を生じさせる表示又は虚偽の表示をしてはならない」ことが定められているため、日本語教育機関の名称を決定する際は、既設校を含め、紛らわしい名称にならないよう十分留意してください。

Q2-1-7　　認定日本語教育機関の事業について他者に引き継ぎたい場合、

どのような手続が必要ですか。

Ａ 認定は、日本語教育機関認定法第2条に規定するとおり、日本語教育機関の設置者が、当該日本語教育機関について受けるものであることから、認定日本語教育機関の設置者が、当該日本語教育機関の運営の事業を、他の法人や個人に引き継ぐということは想定されず、新たな設置者である法人や個人が改めて認定を受けなければなりません。これは新旧設置者の関係性が親会社や子会社、関連会社等であっても、他の法人や個人である限りは同様です。

その際の認定の審査においては、設置者の適格性はもちろんのこと、日本語教育機関の体制、施設・設備、日本語教育課程等についても他の機関と同様に新たな日本語教育機関の認定として審査を行い、審査の省略等は一切ありません。

この場合において、新たな設置者が認定を受ける前に事業譲渡等が行われた場合、対象となる当該日本語教育機関は、新たな設置者が認定を受けるまでの間は、認定日本語教育機関とは見なされず、法第4条に定めるとおり認定日本語教育機関という名称又はこれと紛らわしい名称は用いてはなりません。

Q2-1-8 **運営を業務委託することや、派遣教職員を採用することは認められますか。**

Ａ 認定日本語教育機関の設置者は、当該機関の安定性な経営に必要な経済的基礎を有することなどを確認するため、認定法第2条3項1号等において、その要件が定められています。

このことから、認定日本語教育機関は、その設置者の責任において、自ら運営することが求められるため、請負契約や委任契約により、設置者以外の者が運営することは認められません。

また、「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項」2（1）⑫では、「（前略）教員はすべて設置者及び校長の指揮命令下で、それらの者と連携して組織的な教育活動に従事する必要があることから、教員と設置者との間にこれを可能とする契約が締結されることを確認することとする。」とされていることから、請負契約や委任による者を教員とすることも認められません。

なお、人材派遣等その他の雇用契約であっても、教員は設置者及び校長の指揮命令下で、それらの者と連携して組織的な教育活動に従事する必要があることに留意し、その適否は機関において判断いただく必要があります。

Q2-1-9　認定日本語教育機関が認定に係る日本語教育課程以外の日本語教育課程を実施しても良いですか。

A 認定日本語教育機関においては、関係法令を遵守した上で、認定の対象とならない日本語教育課程を含め、認定の対象となった日本語教育課程の実施以外の業務を実施しても差し支えありません。

ただし、施行規則第5条第2項に規定する通り、法に基づく業務以外の業務について認定を受けたものと誤解を生じさせる宣伝等をすることは違法です。例えば、日本語教育課程の外で実施する日本語教育の生徒募集に当たり、実施機関が認定日本語教育機関である旨の表示をすることは可能であるものの、当該日本語教育について「認定コース」や「認定日本語教育」等の表示をしてはいけません。

なお、就労のための課程や生活のための課程の内、認定基準第 23 条の規定によりその一部を体系的に履修させるものについては、認定を受けた課程である旨宣伝することができます。

Q2-1-10　海外に所在する外国人（来日前の留学希望者等）を対象にオンラインでの日本語教育を実施しても良いですか。

A 就労のための課程や生活のための課程については授業時数の3／4を上限にオンラインによる遠隔授業が可能です。他方で、留学のための課程ではオンラインでの授業は認められていません。ただし、認定の対象となった日本語教育課程以外の業務として、海外に所在する外国人（来日前の留学希望者等）に対してオンラインで日本語教育を行うことは可能です。

Q2-1-11　学則の「授業料、入学料その他の費用徴収及び返還に関する事項」はどの程度詳細な規定が必要ですか。

A 「特定商取引に関する法律」に定める特定継続的役務提供への該当性など、消費者契約に係る関係法令も確認の上、必要に応じて別表等を用いながら、授業料等の金額や、返還ルールの詳細（どのような場合に、どのような手続でいくら返還されるのか等）が生徒に分かるように定める必要があります。

Q2-1-12　認定日本語教育機関による情報の公表は、施行規則第４条に規

定されたものに限られるのですか。

A 施行規則第4条は最低限公表が必要な事項を定めたものであり、各機関が実施する情報公表において、例えば、各機関の開設年月日など、各機関が必要と考えるこれ以外の情報の公表が可能です。

Q2-1-13　**自己点検及び評価の項目は施行規則第７条各号のものをやればそれで十分ですか。**

A 施行規則第7条各号に規定する事項は最低限点検及び評価すべき事項を定めたものであり、地域貢献や社会貢献の状況、法令遵守の状況などその他の事項についても各機関の判断で適切に点検及び評価を行うことが重要です。

Q2-1-14　**いわゆる仲介業者へ支払う手数料について点検及び評価する必要はないですか。**

A 施行規則第7条第8号の「財務に関すること」を評価するに当たっては、入学者の募集や生徒の入学手続の支援等を行う者に対して支払った仲介手数料等の手数料の適正性についても評価を行う必要があります。これに該当する者を活用しているにもかかわらず点検及び評価に含めていない場合には、国による指導等の対象となる場合があります。

Q2-1-15　**「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項」1（1）ロの「設置者が、生徒の募集や入学手続きの支援等のために第三者に仲介料等の費用を支払っている場合、安定かつ継続して質の高い日本語教育課程を実施する観点から、生徒一人当たりについて支払う当該費用の額が、日本語教育機関が生徒から徴収する授業料等の額と比較して、相当程度高額でないこと」につき、授業料の何割以下などの基準はありますか。**

A 基準はございません。個別の申請内容により、設定された授業料等の納入金の額や、教育活動に要する費用等を総合的に勘案して判断することとなります。

Q2-1-16　**第三者評価は実施しなければならないのですか。**

A 施行規則第8条の第三者評価の実施は努力義務であり、実施しないことを以って法令違反とはなりません。ただし、客観的な教育の改善につなげるため、実施が推奨されます。

Q2-1-17　**大学として既に自己評価を行っている場合、改めて点検・評価をしなければならないのですか。**

A 大学や専門学校等が認定日本語教育機関の認定を受ける場合であっても、法第3条に規定する情報公表、法第8条第1項に規定する点検及び評価、法第 10 条に規定する帳簿の備付け等を実施する必要があります。ただし、学校教育法等他の法令に従って既にこれらを実施しており、法や施行規則に定める内容を充足している場合は、合わせて実施することも可能です。

Q2-1-18　**自己による点検及び評価に加え、日本語教育の実施状況について相当の知見を有する第三者による評価を受け、その結果を公表すよう努めるとありますが、通常の大学での評価とは別に実施するのでしょうか。**

A 第三者評価は努力義務であり、現時点で国から特定の手法を示す予定はなく、各機関において適当と判断する第三者により評価を実施してください。

Q2-1-19　**就労のための課程や生活のための課程、及びそれを設置する機関において、「校長」や「学則」といった言葉を使うことに違和感があるため、別の名称を用いてもよいですか。**

A 施行規則や認定基準において、例えば、校長、生活指導担当者、学則等の法令上の名称が定められているところ、認定を受けた日本語教育機関において実務上これと異なる名称や呼称を用いることは妨げられません。

Q2-1-20　**認定に当たりその他留意すべき事項はありますか。**

A 日本語教育機関認定法上の義務に留まらず、社会的に認められる教育機関として、外国人の在籍管理、法人のガバナンスの確保の観点（個人情報の保護や、ハラスメントの防止）、労働法制の遵守など関係法令に遺漏のないよう対応いただく必要があります。

Q2-1-21　**海外の機関でも認定されますか。**

A 海外の機関は認定の対象ではありません。

Q2-1-22　**多言語で認定日本語教育機関の情報などを発信する必要がある**

とのことであるが、多言語とは何語ですか。

A 法に基づく情報公表については、認定日本語教育機関による日本語以外での情報公表は努力義務であり、多言語での情報公表を実施していないことをもって直ちに違反とはなりません。また、具体的な言語の種類や数については、各機関の生徒募集対象国などに合わせ、適切に設定してください。他方で、学校案内等の生徒の募集に関する書類等については、受手に情報が伝わる必要があるため、母国語での対応が必要になるものと考えています。

Q2-1-23　**認定日本語教育機関であれば、専修学校や各種学校ではなくとも著作権法 35 条の対象になりますか。**

A 他人の著作物等を利用する場合には、原則として著作権者等に許諾を得る必要がありますが、著作権法第 35 条第1項では、一定の要件の下、「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製」等することができる例外措置（以下、「本例外措置」という。）が規定されており、同項の規定の範囲内において、著作権者の許諾を得ることなく、著作物の複製等を行うことができます（同法第 86 条及び第 102 条で準用する場合も同様）。

同項に規定する「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）」とは、組織的かつ継続的に教育活動を実施する、営利を目的として設置されていない教育機関を指すものと考えられているところ、認定日本語教育機関は、組織的かつ継続的に教育活動を実施する教育機関であり、これに該当し得ます 。

なお、同項に規定するとおり、本例外措置は「営利を目的として設置されているもの」は対象外であるため、設置主体が営利法人であれば本例外措置の対象に該当せず、また、設置主体が非営利であっても最終的な目的が事業体の利益に繋がるような場合も本例外措置の対象には該当しません。このほか、本例外措置の適用に当たっては、文化庁が公表している「著作権テキスト」等を参照し、適切に対応してください。

【参考1】「令和6年度著作権テキスト」75～77 項

UR: https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/textbook/index.html

【参考2】改正著作権法第 35 条運用指針

URL：https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221

2-2. 審査に関すること

Q2-2-1　**認定日本語教育機関の申請に向けた相談は、いつからできますか。**

A 認定申請のスケジュールは以下のホームページをご参照ください。

次回の申請に係る申し込みの受付期間：https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_00014.html

申請に当たっては手引きに記載のとおり事前相談を行う必要があり、原則として申請等に必要な書類を全て揃え、事前相談日の 14 日（2 週間）前までに電子システムを通じて日本語教育課へ提出する必要がありますので、計画的に御準備いただくようお願いします。

Q2-2-2　**事前相談等を行った結果、各種状況を勘案し申請を取り止め、又は申請したもののその申請を取り下げた場合、すぐ直後の申請期間に申請に進むことはできますか。**

A 取り下げの時期が、直後の回の事前相談受付締切前であれば可能です。

Q2-2-3　**事前相談の出席者は、「申請の主体となるべき設置者や、校長、主任教員等の日本語教育機関の職員」と記載されていますが、「設置者」とは法人の場合には具体的に誰になりますか。**

A 面接審査及び実地審査においては、最終的な責任のある者にご対応いただきたいので、設置者（法人の場合は代表者）の出席を求めていますが、事前相談の際は必ずしも代表者である必要はありません。

なお、設置者又は機関に所属する者以外は出席することができません。

Q2-2-4　**認定日本語教育機関の認定は、年２回行うのですか。**

A 年2回の予定です。

Q2-2-5　**認定等が「不可」となった場合に、直後に実施される審査に向けて申請をすることができますか。**

A 「不可」の判断が決定された審査の直後の回の審査については、当該「不可」の判断が出た時点で事前相談や申請の期限を過ぎてしまうため、申請をすることができ

ず、次々回以降の審査に向けて準備をすることとなります。認定等を「不可」とする判断が決定された場合には、その結果とともに、理由をお示しします。不可と判断された理由の改善には、基本的に一定の期間を要するものと考えます。もし、次に審査を受けた場合に十分な改善がなされていないと判断されれば、再び「不可」の判断となりますので、十分な検討・対応等が求められます。

Q2-2-6　「継続審査」とは何ですか。認定等の「不可」と何が違うのですか。

A 「継続審査」の判定は、認定等を「可」とすべき要件が完全には具備されていないものの、短期間にこれを是正することが可能と期待されると判断された場合に行われます。「継続審査」の判定となった申請については、申請者が希望する場合、次回の認定等の申請受付期限にかかわらず、当該申請受付期限までに申請があったものとして審査を受けることができます。この場合に、2回目の審査で再び「継続審査」の判定となることはありません。認定等を「不可」とする判定を受けた場合、当該審査の直後の回の審査のための事前相談・申請の期限には間に合わないため、再度の申請を希望する場合は、次々回以降での申請に向けた準備をすることとなります。

Q2-2-7　審査の途中で申請を取り下げることはできますか。取り下げられる場合、認定等が「不可」とされたものとして公表の対象となりますか。

A 審査の途中で申請を取り下げることは可能です。その場合、取り下げがあった時点で審査は中止されますので、「不可」を含めて審査の判定はされず、結果の公表の対象にもなりません。

Q2-2-8　面接審査及び実地審査について、法人の場合は原則として代表者の出席が必要ですが、代表者に代わり経営担当役員が出席を希望する場合、どのような際に認められますか。

A 面接審査及び実地調査においては、最終的な責任のある者にご対応いただきたいので、設置者（法人の場合は代表者）の出席を求めるものです。

例外的にどのような場合であれば認めるかは個別具体的な判断になりますが、少なくとも、代表者が不在であっても最終的な責任が取れる体制であることに加え、出席しないことに正当な理由があることが必要であると考えられます。

また、設置者又は機関に所属する者以外は出席することができず、出席者に対し

ては、機関の運営に責任を持って対応できるものであるのかという点を審査の際に確認する場合があります。

なお、事前相談の際は必ずしも代表者である必要はございません。

Q2-2-9　**施行規則第１条第１項第７号の「その他直接日本語教育の用に供する土地及び建物」に含まれるものは何が想定されますか。**

A 例えば、寄宿舎を設ける場合にその土地や建物など、認定を受ける日本語教育機関の運営に関する土地や建物が該当します。

Q2-2-10　**専修学校が認定の申請をする場合で、認定日本語教育機関として認定申請を出せる時期としては、日本語学科を正式に開設したのちに申請しなければならないのか、または県への学科新設認可手続きと同時並行で認可申請を行えますか。**

A 専修学校等の場合、所管の都道府県への学科等新設の申請と並行して認定申請を行うことが可能です。その場合は、学科等新設の認可を前提として申請書類を作成するとともに、都道府県における手続と並行すること及びそのスケジュールを事前相談時に伝えてください。

Q2-2-11　**専修学校、各種学校の場合、学則変更の届出について学校教育法に基づく所轄庁への届出が必要ですが、認定の前後どちらで行うことが適切ですか。**

A 日本語教育機関認定法に基づく認定の審査の過程では、学則の修正を求める可能性もあるところ、認定の申請は、寄附行為や学則の変更前に、変更の案を提出して行うことが可能です。

この場合、認定日本語教育機関の認定を受けた後に、認定の要件を満たすように適切に所轄の都道府県への手続きを経た上で寄附行為や学則を変更する必要があります。

Q2-2-12　**自治体が認定を受けようとする場合、提出資料に際して異なる点は何ですか。**

A 地方公共団体が設置者となる場合については、設置者の要件に係る一部の書類の提出が不要であるほか、校地・校舎の自己所有について例外が設けられています。

なお、審査の過程で学則等の修正を求める可能性がありますので御留意ください。

Q2-2-13　**手引きの「Ⅲ注意事項」にある「完成年度」については、２年課程の新設校の場合、どの時点のものを指しますか。**

A 完成年度は、各機関における学生の受入計画によって異なるため一概には言えませんが、例えば2年の修業期間の課程のみを設置する機関が、1年毎に合計収容定員数の半数の生徒を入学させる運用とした場合、合計収容定員数が全て活用されることになる2年目の実施年度を指します。

Q2-2-14　**様式 1-1 の記入において、設置者が法人の場合、設置者名の欄は法人名を記載すれば足りますか。**

A 法人名に加え代表者名も必要です。

Q2-2-15　**開設日をどのように記載したらよいでしょうか。**

A 実際に機関としての教育活動を開始する日を開設日としてください。例えば、各年度の1回目の認定は10月～11月を予定しており、新設の場合はその多くが4月1日の課程の始期に合わせて開設日となりますが、既設の場合は、1月入学の課程など、4月以前に始まる課程があれば、認定から開設までタイトなスケジュールにはなりますが、その課程が始まる日付を開設日とすることになります。

Q2-2-16　**設置者の住民票の写しについて、設置者が法人の場合、住民票に代わる書類の提出は必要ですか。**

A 法人の場合は不要です。

Q2-2-17　**例えば、令和 10 年４月の認定日本語教育機関の開設を目指す場合、文部科学省が案内しているスケジュールによれば令和９年度１回目に認定申請することとなりますが、前倒しで令和８年度１回目に認定申請するなど、文部科学省が案内しているスケジュールよりも早く認定申請することは可能でしょうか。**

A 法令上、文部科学省が案内しているスケジュール（認定日本語教育機関として開設の1年前に認定申請）より早く認定申請することを妨げるものではありません。ただし、認定に当たっては、完成年度における日本語教育機関の実施体制等に基づ

いて審査を行っており、完成年度までの間は、基本的に申請内容に変更が生じることは想定されていないため、その前提で認定申請の時期についてご検討ください。

なお、法務省告示機関が認定を受けた場合、出入国在留管理庁の手続が完了次第、法務省の告示から抹消されるため、法務省告示機関としての留学生の受入れはできなくなります。留学生を途切れずに受け入れるためには、文部科学省が案内するスケジュール以上の期間が空くことは想定されないことにご留意ください。

Q2-2-18　**例えば、留学のための課程で認定を受けた機関は、当該課程の完成年度が終わるまでは、就労のための課程の新設について申請ができないのでしょうか。**

A 認定は、完成年度における日本語教育機関の実施体制等に基づいて審査を行っており、 完成年度までの間は、基本的に申請内容に変更が生じることは想定されていません。一方、認定は機関単位で行いますが、審査は課程分野別に行うことから、認定課程（本件の例では留学のための課程）の体制に変更が生じなければ、認定を受けた課程とは異なる分野の課程（本件の例では就労のための課程）の新設は、認定課程の完成年度を待たずに行うことが可能です。この場合、認定の審査スケジュールに合わせて変更を届け出ていただくこととなります。

2-3. 設置者の要件に関すること

Q2-3-1　**株式会社が設置者となる際の経営担当役員について、外部委託した会社の役職員など、設置者の役員でなくてもよいでしょうか。**

A 法第2条第3項第1号のロの（2）及び（3）等に規定する「役員」は、当然に設置者の役員である必要があります。

Q2-3-2　**法人設置のスケジュール上、認可申請時点で納税証明書の提出ができず、申請後も早期に決算書及び納税証明書が提出できない状況の場合、他に必要な書類はありますか。**

A 設立後 1 年未満で納税証明書が無いなど、申請時に必要書類を提出できない場合は、可能な場合は申請期間中に納税証明書を発行いただき、別途ご提出をお願いします。

なお、設立後間もない法人で申請期間中に納税証明書の発行がかなわない場合は、理由を付して提出しない扱いとなりますが、それに代わって経済的な基礎を証

明する書類の提出をお願いする場合があります。どのような書類をお願いするかについては、具体的なケースによります。

Q2-3-3　**添付書類として提出する理事会等の決議録は、何を審議した際のものを提出すればよいですか。**

A 認定日本語教育機関の認定を受けることについて審議した決議録になります。

Q2-3-4　**設置者要件に有すべき運用資金は、設置者全体として有しているものを指しますか。**

A 日本語教育機関を運営する資金を指します。ただし、提出いただいた財務書類から法人全体の収支等も勘案して、その適否が判断されます。

2-4. 認定基準（総則）に関すること

Q2-4-1　**基本組織に求められる、「教育上必要な教員組織その他」とは何を指しますか。（第３条）**

A 例えば専修学校や大学別科など、教育機関全体で認定の対象となる日本語教育を実施しているものではなく、専門教育等他の教育を行う教育課程を設置している機関が存在することから、そうした機関内における、日本語教育機関としての教員組織に加え、事務職員の体制や組織内を規律するルール等の整備を指しています。

2-5. 認定基準（教員及び職員の体制）に関すること

Q2-5-1　**現職の日本語教員は、新たな制度で何が変わるのですか。**

A 認定日本語教育機関で認定の対象となる日本語教育課程を担当する教員は、登録日本語教員である必要があります。登録日本語教員となるためには、日本語教員試験の合格及び実践研修の修了が必要となります。

現職の日本語教員については、法の施行後5年間の経過措置として、文部科学省令において、一定の基準を満たす場合には、試験や実践研修が免除されます。

なお、上記以外の、例えば、認定を受けない日本語教育機関で勤務する日本語教員や、機関に所属せず個人の事業として日本語教育に従事する者等については、登録日本語教員の登録を受ける必要はありません。

Q2-5-2　**学校で日本語指導に当たる支援員や地域の日本語教室で日本語**

教育を担う日本語教師・支援者も登録日本語教員の登録を受ける必要がありますか。

A 認定を受けない日本語教育機関で勤務する日本語教員については、登録日本語教員の登録を受ける必要はありません。

Q2-5-3 **認定日本語教育機関の教員はすべて登録日本語教員でなければならないのですか。**

A 法第7条に基づき、認定の対象となる日本語教育課程を担当するすべての教員が登録日本語教員である必要があります。ただし、法施行後5年間は法務省告示機関制度の教員要件を満たす者等が教員として勤務できる経過措置があります。

なお、認定日本語教育機関が、認定の対象とならない日本語教育を行う場合には、それを担う日本語教員は必ずしも登録日本語教員の登録を受ける必要はありません。

Q2-5-4 **登録日本語教員の資格は、日本語教育機関の認定の申請時点で取得している必要がありますか。例えば、日本語教員養成課程修了見込みの者を認定の申請時に教員の数に含めることができますか。**

A 原則、認定の申請時点で登録日本語教員（又は経過措置期間における教員の要件を満たしている者）である必要がありますが、申請時点で養成講座を受講中又は受講を修了しており、その年の日本語教員試験を受ける者については、申請内容に含めることが可能です。

認定申請に当たっては、当該人物についても、他の教員と同様に必要書類を提出してください。ただし、当該人物は、基準上の教員人数にはカウントすることができません（当該人物を除いても基準上の人数を満たす必要があります。）。

Q2-5-5 **認定日本語教育機関の申請に当たっては、現職の日本語教員をそのまま継続して雇用することに問題はありませんか。**

A 経過措置期間である令和１１年3月末までは、法務省告示機関制度の告示基準における教員要件に該当する現職の日本語教員や、法務省告示機関（告示対象の日本語教育課程）、大学、文部科学大臣が指定する日本語教育機関（認定日本語教育機関の認定を受けた日本語教育機関が認定前に実施した日本語教育課程）において平成３１年4月１日以後に１年以上日本語教育課程を担当した経験を有する

教員は認定日本語教育機関の教員となることができ、これらに該当する者であれば、教員として雇用できます。なお、この場合においても、これらの者が経過措置期間終了後の令和11年4月1日以降も認定日本語教育機関で勤務する場合は、それまでに登録日本語教員資格を取得することが必要ですので、留意してください。

Q2-5-6　「校長としてふさわしい社会的信望」とは何ですか。（第４条第２項第３号）

A 「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項」2（1）④や3（1）④を参照してください。

Q2-5-7　副校長について「命を受けて」とありますが、具体的に職務分掌が定められていればよいですか。（第４条第３項）

A そのとおりです。

Q2-5-8　「隣地」とはどこを指しますか。（第４条第３項）

A 校地が隣接している必要があり、離れている場合はその距離の如何を問わずこれに該当しません。

Q2-5-9　主任教員は留学、就労、生活の課程の目的の分野別に置く必要がありますか。（第５条）

A 最低基準としては機関に1人置けば足ります。ただし、分野により求められる専門性が異なるため、例えば、1人の主任教員がすべての分野の教育課程編成に責任を持って当たるとの申請があった場合については、その適切性や妥当性が個別に審査されます。

Q2-5-10　主任教員となるために必要な「知識及び技能」とはどのようなものを指しますか。（第５条第２項第１号）

A 「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項」2（1）⑤や3（1）⑤を参照してください。

Q2-5-11　本務等教員とは何ですか。（第５条第２項第２号）

A 本務等教員とは、日本語教育課程に係る業務について責任を担い、かつ、専ら認定

日本語教育機関の教育に従事する教員又はこれと相当する業務を担当し本務として認定日本語教育機関の教育に従事する教員であり、いわゆる専任教員や本務教員である必要があります。この際、責任を担うとは、必ずしも教育課程の編成の責任者（通常は１人であると想定される。）であることを求めるものではなく、例えば、教育課程の編成会議の構成員である等日本語教育課程に係る業務に直接的かつ実質的に参画する教員を指します。また、専任又は本務であることについては、各機関で授業を含む業務が実施される日数や時間数と比較し、各教員の勤務実態が専ら又は本務として勤務していると見なせるかどうか判断することとなるため、雇用形態については必ずしもフルタイムやいわゆる正社員としての雇用に限られるものではありません。他方で、仮に担当する授業時数が多数である場合や、フルタイムでの勤務である場合であっても、例えば指示を受けて授業を実施するのみで教育課程の編成に一切関与しないような場合には、本務等教員の要件を満たしません。

Q2-5-12　**フルタイムでなくても本務等教員として認められるのであれば、全ての本務等教員をいわゆる非常勤教員等のフルタイムではない教員としてもよいですか。**

A 仮にフルタイムやいわゆる正社員として雇用される本務等教員が極端に少ない又はいない場合、日本語教育課程やその他の業務を含む機関全体の管理の責任を一般には適切に担えないものと想定されるため、個々の教員の勤務状況や雇用形態等のみでなく、機関全体としての体制として不適切と判断される場合があり得ます。

Q2-5-13　**主任教員は、「認定日本語教育機関において、本務等教員として日本語教育に３年以上従事した経験を有すること」とありますが、経過措置の期間においては、どのような教育機関での経験が認められますか。（第５条第２項第３号）**

A 法務省告示機関（告示対象の日本語教育課程）、大学、文部科学大臣が指定する日本語教育機関（認定日本語教育機関の認定を受けた日本語教育機関が認定前に実施した日本語教育課程）における日本語教育に従事した経験が認められます。（附則第2条）

Q2-5-14　**主任教員について「本務等教員として日本語教育に３年以上従**

事した経験」とは一つの機関の在職期間である必要がありますか。また、新たに開設される機関において主任教員に就任予定である場合で、これまでに他の機関において本務等教員として３年以上勤務していたものの、在職期間中に子の出産のため休業期間がある場合に、経験年数に含めることができますか。（第５条第２項第３号）

A 主任教員の要件である本務等教員としての勤務経験は、過去の経験の合計であり、一つの機関での勤務経験である必要はありません。これには、産前休暇及び産後休暇は算入することができますが、育児休業の期間は経験年数に算入することができません。

Q2-5-15 **就労のための課程や生活のための課程を置く場合、「その他の関係者」の前にある「外国人を雇用する事業主」「地方公共団体」は例示ですか。（第５条第２項第４号）**

A そのとおりです。各機関の日本語教育課程の内容に応じて必要な関係者との連携体制の整備に必要な知識・経験が求められます。関係者との連携体制の整備に必要な知識・経験を求める趣旨は、就労のための課程又は生活のための課程を置く機関においてこれらの課程を担当する主任教員については、日本語教育課程の編成等に当たり、企業や地方公共団体等と連携し、そのニーズを踏まえるコーディネーターとしての役割が求められるためです。

Q2-5-16 **教員は国内在住者に限定されますか。就労のための課程や生活のための課程の一部でオンラインを含む授業科目を想定している場合、海外在住の教員を配置することはできますか。（第６条）**

A 留学のための課程では認められませんが、就労のための課程や生活のための課程を置く場合は、オンラインによる授業も一部認められることから、海外から授業を実施する予定の教員を配置することが可能です。

Q2-5-17 **複数の機関で本務等教員になることはできますか。（第６条）**

A 留学のための課程の本務等教員は、複数の機関で本務等教員になることはできません。就労のための課程や生活のための課程の本務等教員も原則としてはできませんが、複数の機関で教員として勤める場合で、各機関の置くそれらの課程の実施日数が週１日等少なく、両方で本務等教員になっても支障がないと判断される場合

は認められる場合があります。

Q2-5-18　**留学のための課程の本務等教員を就労のための課程や生活のための課程の本務等教員と兼務させるなど、分野の異なる課程の間で本務等教員として兼務させることは可能ですか。（第６条）**

A そのような兼務はできません。本務等教員の数は分野別の日本語教育課程の収容定員数を合計し、その合計した収容定員数に対して必要数を配置する必要があります。このため、複数分野の日本語教育課程の本務等教員として同一の教員を複数回カウントすることはできません。これは、課程の目的とする分野により教員数の計算方法が異なるためです。

Q2-5-19　**認定基準第６条第２項括弧内ただし書きの規定により、大学や専門学校が認定を受ける場合の本務等教員の最低数が１人とされているのはなぜですか。（第６条第２項）**

A 認定基準第6条第2項括弧内ただし書きの規定により、大学や専門学校が認定を受ける場合で、日本語教育課程を実施する組織以外の学科等の教員が、日本語教育課程に係る業務に責任を担う場合、本務等教員の最低数は1人でいいとされています。これは、大学や専門学校については、それぞれの設置基準に基づき、教育を行う体制が整備されており、日本語教育課程についてもその体制を基盤とした運営が可能なためです。例えば、別科等で実施される日本語教育課程の編成会議の構成員として、他の学科の教授や准教授等が関わっている場合等、教育に支障のない場合も想定し得るためです。

Q2-5-20　**１週間当たりの担当授業時数は、25 単位時間を超えてはならない、としていますが、就労のための課程や生活のための課程の場合には認定基準上の授業時数は単位時間で定められていません。この場合に、単位時間に読み替えて適用する必要がありますか。（第７条）**

A 単位時間とはいわゆるコマ数のことを指しますが、留学のための課程について認定基準第 21 条で定められた1単位時間（45 分以上）を、就労のための課程や生活のための課程に当てはめる必要はありません。その上で、各教員の担当授業時数が 25 単位時間以下となるようにするとともに、「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項」3（1）⑨の職務等に応じた上限にも留意してください。

Q2-5-21　「事務を統括する」とは具体的にどのような業務が想定されますか。（第８条）

Ａ 主に機関の各種事務における手法の考案や進捗の管理などに従事することが想定される、いわゆる責任者を指します。

Q2-5-22　事務を統括する職員は教員又は校長・主任教員等が兼務することは可能ですか。

Ａ 事務を統括する職員、校長、主任教員にはそれぞれ求められる役割が異なり、これらのいずれかと他の役職を兼務することについては、いずれかの役割が果たされない恐れがあるため、相当慎重に検討する必要があります。仮に兼務するものとして申請があった場合には、個別のケースに応じ、それぞれの役職として担うべき役割が果たせるかどうかを審査することとなり、結果として必要な体制が整備されていないなどと判断されることもあります。

Q2-5-23　複数名を「事務を統括する職員」とすることは可能ですか。

Ａ 最終的な責任の所在を明確とするため１名としてください。

Q2-5-24　事務を統括する職員や生活指導担当者については、どのような雇用形態である必要がありますか。

Ａ 雇用形態について定めはありませんが、生活指導や認定機関に係る事務の実施に支障のない体制としてください。例えば、事務を統括する職員の雇用形態により、当該職員が平時においても定期的に機関を不在にするような場合、事務の統括に支障を来す場合もあるものと考えます。

Q2-5-25　認定基準第９条や第 10 条の「必要な体制」とは具体的にどのようなものですか。（第９条、第 10 条）

Ａ「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項」２（１）⑩⑪や３（１）⑩⑪を参照してください。

Q2-5-26　申請の時点で、教員及び職員全員について雇用等に関する契約

が完了している必要がありますか。

Ａ 認定を受けようとする機関において、日本語教育課程の開設準備の中核として従事する人員が確保される必要があることから、校長（及び副校長）、主任教員、事務統括者については、申請時点で雇用している必要があります。なお、その他の本務等教員、教員、生活指導担当者（責任者含む）については、申請時点で雇用している必要はありませんが、認定に係る日本語教育課程の開始日までには雇用予定であることを示す必要書類の提出が必要です。

Q2-5-27　**就任承諾書については、既存校についてはどの時点を就任日と捉えますか。**

Ａ「認定日本語教育機関」へあらためて就任するものという理解で、「認定日本語教育機関」として開設される日付を就任日としてください。

Q2-5-28　**様式 6－4 号、様式 6-6 号の就任承諾書や様式 4-2 号（その 1）について、既に告示校として開設しており、開設時から役員に就任している者の日付は、どのようにすればよいですか。**

Ａ ここでいう就任日は、認定日本語教育機関の設置者としての法人の役員に就任する日になりますので、上記同様に就任日は、認定日本語教育機関として開設する日を記載してください。

Q2-5-29　**他校等での教育経験者の在職証明書について、海外での教育経験（例えば技能実習生送り出し機関等での日本語教育）なども証明書は必要ですか。**

Ａ 認定基準を満たすために海外での教育経験を含める必要がある場合、提出いただく必要があります。提出は各認定基準の要件を満たす範囲で構いません。

Q2-5-30　**在職証明書について、入手が困難な経歴を持つ教員がいますが、どのように対応すればよいですか。**

Ａ 認定の申請のための在職証明書について、提出は各認定基準の要件を満たす範囲で構いません。他の要件を満たすことで在職証明の提出を要さない場合がありますので、入手困難等の事情がある場合は、事前相談において個別にご相談ください。

Q2-5-31　**主任教員等の学歴等の証明書については、写しも可能でしょうか。また、証明書の発行した年月日は問わない（何年以内などの制限なし）という理解でよろしいでしょうか。**

A 写しも可能です。卒業証書であれば写し、卒業証明書は原本から PDF を作成、卒業証明書についても、写しから PDF を作成いただいても問題ございません。また、手引きに特段期日の定めのない証明書等は、古いものでも一概に否定されるものではありませんが、仮に虚偽等であった場合には、最終的には当該書類にかかる教員等のみならず、機関の認定取消し等の結果になるため、古い書類でも確認できるかどうか、申請者において慎重に判断いただく必要があります。

Q2-5-32　**外国語で記載された卒業証明書でも申請は可能でしょうか。**

A 外国語の証明書でも問題ありません。外国語の卒業証明書や現地で募集・入学者の選考を行う仲介者との協定書等については、訳文（申請者の責任において翻訳が正確であることを確認してください）を添付してください。

2-6. 認定基準（施設及び設備）に関すること

Q2-6-1　**校地・校舎は賃貸でも良いですか。**

A 認定基準 12 条、13 条において、認定日本語教育機関については、原則、校地・校舎について設置者の自己所有であることを要件としています。

Q2-6-2　**校地・校舎の自己所有の例外はありますか。**

A 校地・校舎の自己所有の例外は、文部科学省告示第 163 号第2条、第3条に定められており、例えば、校地や校舎が国又は地方公共団体の所有で譲渡できない場合で、認定後 20 年以上にわたり使用できる保証があり、日本語教育機関を運営することに支障がないと認められるときや、既に一条校や専修学校等を 10 年以上継続して運営している場合で、日本語教育機関を運営することに支障がないと認められるときなど、自己所有でなくても、継続的・安定的に経営が可能と判断できる場合に限られます。

https://www.mext.go.jp/content/20240327-ope_dev02-000034780_1.pdf

Q2-6-3　「負担附きでない」とはどういうことですか。（第 12 条第２項、第 13 条４項）

A 抵当権等が設定されていないことを指します。

Q2-6-4　「負担附きであることにやむを得ない事情」とはどういうことですか。（第 12 条第２項、第 13 条４項、告示第２条及び第３条）

A 認定基準において、校地や校舎について設置者の自己所有であり、かつ、負担附きでないことを求めているのは、安定かつ継続した認定日本語教育機関の運営を担保するためです。その上で、告示第2条第1号及び第3条第1号に規定する「負担附きであることにやむを得ない事情があ」ることについては、例えば、負担附きでない校地や校舎、又はそれらを取得するための資金を直ちに準備することができず、設置者による借入金により校地や校舎を取得する場合で、当該借入れに伴ってこれを保証するため抵当権等の負担が附く場合を指します。この場合において、当該借入金の返済計画が実現可能なものであり、かつ、返済により近い将来において校地や校舎が負担附きでなくなるものである必要があります。

いずれにしても、新規の認定において、校地や校舎の取得とは関係のない負担や、関係があったとしても設置者による借入金以外に係る負担は認められません。

Q2-6-5　認定後においても、校地や校舎の取得に係る借入れ以外の目的で、校地や校舎に抵当権等を設定することはできないのですか。

A 校地や校舎へ抵当権等の負担を附すことについて、当該校地や校舎の取得に係る借入れを目的としたものに限られるのは、法第2条第3項第1号のロの（1）において、認定日本語教育機関の設置者には、「日本語教育機関を経営するために必要な経済的基礎を有すること」が求められているところ、認定に当たり、校地や校舎の取得資金以外の日本語教育機関の運用資金等について、校地や校舎に抵当権等を附した上で借入金によりこれを確保することは、同号の趣旨に照らして適当ではないことから、新たに認定を受ける際の負担については、これに限定する趣旨です。

このため、認定後においては、借入金により校地や校舎を取得することに伴って附いた抵当権等に限らず、教育の質の充実のために一時的に多額の資金が必要となる場合や、自然災害等の緊急事態へ対応する場合等の認定日本語教育機関のためにやむを得ない目的で、当該認定日本語教育機関の設置者がする借入金に

伴い、これを保証するために当該認定日本語教育機関の運営に支障のない範囲内において当該認定日本語教育機関の校地や校舎に抵当権等を附すことは可能です。

ただし、上記目的から離れた目的での借入金に係る負担や、当該認定日本語教育機関の設置者以外による借入金に係る負担は認められないことに留意してください。

Q2-6-6　**既存の法務省告示機関等が認定を受ける場合でも、認定時においては、校地や校舎の取得に係る借入れ以外の目的で、校地や校舎に抵当権等を設定することはできないのですか。**

A 認定申請時点における校地や校舎への抵当権等の負担の考え方は、Q2-6-5 の回答のとおりです。ただし、令和 11 年3月 31 日までの法の経過措置期間においては、いわゆる法務省告示機関等のこれまで認定日本語教育機関に類する方法により運営されてきた日本語教育機関について認定を受ける場合には、Q2-6-5 の回答の考え方に準じ、借入金により校地や校舎を取得することに伴って附いた抵当権等以外の抵当権等が校地や校舎に附いている場合でも、審査の結果、認定が認められる場合があります。

Q2-6-7　**校舎を他の教育機関（大学の学部や専門学校の専門課程等）と共用する場合の面積については、日本語教育機関の用に供する部分で計算をするということで良いですか。（第 13 条第２項）**

A そのとおりです。収容定員数を基にした按分等の合理的な考え方に基づき計算した結果、認定基準に定められた面積が確保され、運用においても認定日本語教育機関としての活動に支障がないことを確認する必要があります。その場合に認定基準で求められた必要な施設を共用することは可能ですが、審査の過程において、日本語教育機関の生徒の使用に何ら支障がないことを申請者の責任において説明いただく可能性があります。

Q2-6-8　**「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項」２（２）①の「社会通念上必要と考えられる構造や耐震性等」の具体的な基準はありますか。**

A 具体的な基準はありませんが、個別の事情に応じ、審査の過程において、必要に

応じて耐震性等を示す書類の提出などが求められる場合があります。

Q2-6-9　**建設や改修が終了していない段階での「認定日本語教育機関」の申請は可能でしょうか。**

A 申請時点で校舎が完成している必要があります。認定の申請後に実施する実地確認では実際に使用する教室等の施設・設備を確認する必要があり、その結果も踏まえて、認定基準への適合性が判断されることから、完成後に認定の申請をするようにしてください。

Q2-6-10　**教員室と事務室は同じ部屋で可能ですか。**

A 同じ部屋とすることも可能ですが、業務内容に応じた必要な職務環境が整備されていることに加え、情報管理などの実務における支障がないことも確認の上、御判断ください。

Q2-6-11　**設備について、黒板を使う授業を実施しないため、代用するものでよいですか。（第 14 条第２項）**

A ホワイトボードや電子黒板等これに代わるもので問題ありません。

Q2-6-12　**図書等の数について定めはありますか。（第 15 条）**

A 図書の数に関する具体的な基準はありませんが、審査の過程において生徒の数に応じた必要数が整備されていることが確認されます。また、実施する日本語教育課程の内容に照らして、適切な図書であることに関する意見がなされる可能性もあります。

Q2-6-13　**実地審査時、全ての蔵書を現に揃えておくことが必要でしょうか。**

A 基本的には実地確認において図書の確認を行う予定ですが、一部どうしても揃えられない図書がある場合は、事前相談時に個別に御相談ください。

Q2-6-14　**設備には ICT 機器も含まれますか。（第 15 条）**

A 設備について、昨今の ICT 技術の発展や普及を踏まえ、効果的かつ効率的な授業等の教育活動や学習の管理、機関の事務の実施等のため、ICT 機器を積極的に整備し、活用することが望まれます。

Q2-6-15　**添付書類（21）設備・備品の整備状況が分かる書類について、認定されてから備品の購入を考えております。現時点で備品を購入して書類を提出しなければならないのでしょうか。（第 15 条）**

Ａ Q2-6-9 のとおり、申請後の実地確認において、認定日本語教育機関として必要な設備・備品を備えていることを確認し、その結果を踏まえ審査がされますので、申請時までに御準備ください。また、具体的な書類としては、現物の写真、領収書の写しなど、適切な設備等が備わっていることが分かるものを添付してください。

Q2-6-16　**添付書類（30）寄宿舎の概要が分かる書類について、アパート等を借りる予定ですが、申請までに契約が困難な状況です。そういった場合でも図面や設備等概要がわかる資料の提出は必須ですか。**

Ａ 安定的な在留の観点からも、どのような寄宿舎であるか確認が必要ですので、予定されている寄宿舎の図面や設備等概要がわかる資料の提出をお願いします。

Q2-6-17　**様式２の校舎欄の部屋について教員室兼事務室のように１室となっている場合、どう記載すればよいでしょうか。**

Ａ 教員とその他職員の人数や座席配置等に基づく実際の使用比率などに応じて按分して各項目に記載し、その旨を施設の概要欄に記載してください。集計に使用しますので、セルの結合はしないでください。

2-7. 認定基準（教育課程）に関すること

Q2-7-1　**課程の教育内容の見直しや改善により、認定を受けた教育課程の内容に変更が生じた場合、教育課程の変更が必要ですか。**

Ａ 既存の教育課程の変更のうち、変更の届出が必要な場合と、微細な変更であり変更の届出が必要ない場合があります。

＜変更の届出が必要で、かつ、審査を受ける必要があるもの＞

・教育課程を新設する場合

・教育課程の収容定員数を変更する場合

＜上記以外で変更の届出が必要なもの（例）＞

・同一の教育課程において、複数のレベルで使用する主教材を変更する場合

・教育課程の到達目標と修業期間は変わらないが、授業科目や学習内容を全面

的に変更する場合

＜変更の届出が必要ないもの（例）＞

・教育課程のレベル設定に変更はないが、レベルの名称を変更する場合

・教育課程の目的や到達目標、レベル設定、授業科目に変更がなく、一部の授業科目の学習内容や学習時間を変更する場合、また、一部のレベルにおいて使用する教材を変更する場合

Q2-7-2　**どのような場合に日本語教育課程の新設が必要で、どのような場合に既存の日本語教育課程の変更でよいのですか。**

A 日本語教育課程の目的のうち、認定基準第 16 条に規定する留学、就労又は生活の区分が変更となる場合のみならず、課程の目的や到達目標、日本語能力の到達レベルや修業期間が変更となる場合は、既存の日本語教育課程の変更ではなく、新設が必要となります。

Q2-7-3　**留学の課程として就職を目的としたコースの設置は出来ますか。**

A 日本語教育機関卒業後に就職することを目的とする「留学のための課程」を置くことは可能です。

Q2-7-4　**卒業後は進学ではなく、日本で就職予定の留学生のみを受け入れる場合は、留学のための課程ではなく就労のための課程でもいいですか。（第 16 条）**

A 留学生を受け入れる場合は、進学せずに日本において就職することを目的とする場合も、留学のための課程を置く必要があります。（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）本則の表の「法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動」の項の下欄のうち、第六号の規定により、就労のための課程又は生活のための課程で教育を受ける場合には、「留学」の在留資格が認められません。）

Q2-7-5　**「課程」と「コース」の違いは何ですか。**

A コースとは、日本語教育課程の目的、目標及び修業期間を共有した上で、例えば選択科目の違い等により2以上の学習系統を運用する場合に設置するもので、他方で、目的、目標又は修業期間が異なる場合には別の日本語教育課程となります。

Q2-7-6　　**認定に係る日本語教育課程を「コース」と呼んでも良いですか。**

A 各日本語教育機関での運用において、日本語教育課程を「コース」や「クラス」等と呼称することは差し支えありません。

Q2-7-7　　**進度の速い生徒を上級のクラスに入れても良いですか。**

A 日本語教育課程の実施に当たっては、入学希望者の日本語能力を見極め、入学時の日本語能力や生徒の目標に照らして適切な課程に在籍させることが重要です。その上で、入学後に日本語能力が他の生徒より速く伸びた者等について、同一課程内で日本語能力の違いにより編成されたクラスなどにおいて、よりレベルの高いクラスに在籍させる等の方法により、個々の生徒の学習進度に応じた教育を行うことは妨げられません。

Q2-7-8　　**「日本語教育課程編成のための指針」で、「本指針を土台とし、自ら掲げる教育理念や教育課程の目的及び目標に基づき、発展的かつ創造的に教育内容を計画、実施」とありますが、各教育機関として留意しなければならない点はどのようなことですか。**

A　機関における教育理念や教育目標はそれぞれ異なり、また、各機関で受け入れる生徒等の状況も多様であることから、自然と独自の日本語教育が計画されるため、機関の教育理念や教育目標等の観点が反映されていることが確認できる教育内容になっていることに留意し、教育課程を編成してください。

Q2-7-9　　**「日本語教育課程編成のための指針」で、留学のための課程において、教育課程の名称は主たる目的と修業期間を端的に示すとされていますが、教育課程の名称はどのように設定すればよいですか。（５－２（１））**

A 生徒が自身の目的や目標に照らして、希望する日本語教育を受けることができる教育課程や機関について、教育課程の主な目的や教育内容について簡便に把握し機関を選定する際に参考となる情報として、生徒等にとってわかりやすい名称を工夫することが求められます。

例：大学・大学院進学２年課程、就職準備１年課程、日本文化体験１年課程等

Q2-7-10　　**教育課程の主たる目的と生徒の学習目的が一致しない場合は、**

当該生徒は当該教育課程に受け入れることができないのですか。

A 教育課程の到達目標や教育内容は、該当分野の特性や主たる対象である生徒の学習目的や学習ニーズ等を踏まえて設定されていることから、教育課程の目的と一致する学習目的を持ち、到達目標の達成に必要な日本語能力を有する入学者を選考し、入学させる必要があります。

ただし、当該教育課程の主たる目的が生徒の学習目的とは異なることを生徒と機関の双方が十分に理解した上で、生徒が必要とする日本語能力と課程の到達目標に相応の関係性があることを互いに確認し、適切な機関の選考によって入学が許可された者が当該教育課程で日本語教育を受けることを妨げるものではありません。しかしながら、例えば、結果として当該教育課程の目標を達成しない生徒が多数生じた場合等は、機関の運営が適切でないものとして、指導等の対象となる可能性があります。

Q2-7-11 **認定基準の「高度に自立して日本語を理解し、使用することができる水準」等の規定は具体的にどのような日本語能力を意味するのですか。（第 16 条第２項等）**

A 認定基準第 16 条第2項に規定する「高度に自立して日本語を理解し、使用することができる水準」とは「日本語教育の参照枠（報告）」（令和3年 10 月 12 日文化審議会国語分科会）に示されたB2相当を指し、「自立して日本語を理解し、使用することができる水準」とはB1相当を指し、認定基準第 20 条第5項第1号に規定する「他の者の部分的な支援により基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準」とはA1相当を指し、同条第2号に規定する「基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準」とはA2相当を指します。

Q2-7-12 **定期試験や学校行事は、認定申請する教育課程の授業時数、授業日数に含めることができますか。（第 20 条）**

A 定期試験は授業時数、日数に含めることができます。学校行事については、概ね全生徒や一つの学年等の集団を単位としており、日本語能力の評価は伴わないものの、総合的に鑑みて日本語能力の向上や日本社会の理解を深めることを目的とした、数時間から 1 日、数日程度の特別な活動については、学習時間を著しく損なわないよう配慮したうえで、授業時数、授業日数に含めることができます。

例：学習成果発表会、校外学習（遠足）等

Q2-7-13　大学または専門学校である認定機関で、日本語教育課程以外の科目の履修（上限 160 単位時間）によって、日本語教育課程の授業時数として算入できる科目とは、具体的にどのような科目ですか。（第 20 条第２項）

A アカデミックジャパニーズの修得に資する科目、学部や学科で求められる言語能力の修得に資する科目等で、その主たる目的が日本語の言語運用能力の涵養につながる内容の科目である必要があります。この場合、認定機関における日本語教育課程との体系性の維持や登録日本語教員による補助が求められます。

算入できる例：

・認定を受けた留学生別科を併設している大学が初年次必修として設置している授業科目「アカデミックスキルズ」（レポート・論文の書き方や、論文・学術書の読み方を指導する授業科目等）

・認定を受けた日本語教育課程を有する専門学校の専門課程が初年次に設置している授業科目「プレゼンテーション」

・認定を受けた日本語教育課程（日本語科）を有するビジネス系専門学校の他の専門課程が設置している授業科目「ビジネス文書の基礎」（文書の書き方や読み方に重点を置いたもので、文書に記載される内容に重点を置いたものではないもの）

算入できない例：

・認定を受けた日本語教育課程（日本語科）を有するビジネス系専門学校の他の専門課程が設置している授業科目「ビジネスマナー入門」

・認定を受けた日本語教育課程を有する観光系専門学校の専門課程が初年次に設置している授業科目「観光学概論」

Q2-7-14　留学のための課程において夜間に授業を行っても良いですか。（第 20 条第４項）

A 留学のための課程の授業を、特に夜間に実施する運用は認められません。留学のための課程の授業は、日本語教育課程での学習を主目的として我が国に在留する留学生を主な対象としていることから、いわゆる日中に日本語の学習が行われることが適当と考えられるため、原則として午前8時から午後6時までの間に行われる必要があることとしています。

Q2-7-15　「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」が策定されましたが、各機関の独自の教育は実施できなくなるのですか。（第 22 条等）

A 新制度では、一定の質を有する日本語教育機関を認定することとしており、これを担保するため、日本語教育課程編成のための指針を審議会において策定し、認定の審査にも活用されます。ただし、当該指針は認定制度における日本語教育課程の質の担保のため最低限の編成の在り方を示したものであり、これに基づいて編成を行った上で、機関の教育理念、課程の目的・到達目標等、具体的に対象とする生徒の特性や、地域の状況等に応じ、必要かつ独自性のある教育内容を工夫することが求められています。

Q2-7-16　外部の者と連携して行う授業で、認定を申請する日本語教育課程の内容に含めることが認められるものについて教えてください。（第 22 条）

A 日本語教育の一環として一時的に機関の外で活動を行う場合や、認定を受けた教育課程の主たる目的と関連性があり、日本語能力向上の効果が期待できるものとして、外部の関係機関と連携して活動を行う場合は、認定を受けた教育課程の教育内容として認められます。その場合にも、授業の実施責任者や、当該授業の成績評価等は機関の教員が行う必要があります。また、当該機関と担当教員の責任下において安全確保に十分留意して実施することが必要です。また、連携先において、教育課程の目的や教育内容と著しく異なる活動を行うことや、登録日本語教員以外の者に評価を一任（丸投げ）するような場合は、認定日本語教育機関としての責任を果たしていることとはならないため、認められない点に留意してください。

例：地域の小学校や中学校との交流活動、連携先に関する調査結果を発表するために連携先を訪問しインタビューする活動等

Q2-7-17　生活オリエンテーション等を教育課程の内容に含めることが認められますか。（第 22 条）

A 学習上及び生活上の支援に該当する情報提供等については、認定を受けた教育課程の教育内容に含めることは認められず、教育課程外として扱う必要があります。

例：入学者向けのオリエンテーション、進路に関するセミナー、生徒の在留資格に関するガイダンス、学習に困難を抱える生徒に対する個別の支援等

Q2-7-18　留学のための課程において、「日本語教育課程編成のための指針」５－２（３）にある、学習時間を、「週ごと月ごと等の偏りがないよう留意しながら適切に設定」するためにはどうしたらよいですか。（第 22 条）

A 生徒が到達目標を達成するための必要十分な学習時間を設定する必要があります。また、生徒や教職員に過度な負担が生じないよう、授業時間割、生徒の授業時間外の学習時間、生徒の移動等の時間、教員・職員の体制、機関の施設や設備等の整備状況等を総合的に勘案して、実際の教育活動における実現性のある学習時間を設定することが重要です。例えば、教育上の合理的な理由もなく、特定の曜日に授業時間を集中させ、生徒や教職員の負担かけるような運用は不適切です。

※留学のための課程においては、原則1年当たり35週、760単位時間以上、1週当たり20単位時間以上であることが満たされていても、留学の在留資格による、教育を受ける活動とは著しく異なる活動の時間が生じていると思われる時間設定は認められない点に留意する必要があります。

Q2-7-19　「日本語教育課程編成のための指針」で、各分野の学習内容で示されている総合学習とはどのようなものを指していますか。（５－２（５）ⅲ)、５－３（５）ⅲ)、５－４（５）ⅲ)）

A 課題を発見し、問題意識を持って解決策について検討することを通して、気づきの機会を確保するだけでなく、多角的に物事を捉える視点や、多様な人々と協働する意欲・態度を醸成することを目指した学習のことを指します。その形態としては、プロジェクトワーク、アクションリサーチ、企画・プレゼンテーション等があります。

Q2-7-20　日本語教育以外の事項に関する授業を実施するに当たり「支障のない範囲内」とはどのような意味ですか。（第 22 条第４項)。

A 日本語教育課程に加えて専門教育や職業教育等の授業を生徒に受けさせる場合、それらの授業が日本語教育課程の学習に支障を及ぼすかについては、教育課程の内容や主として想定される生徒の特性等に応じて個別に判断されます。例えば、日本語教育課程の授業時数の半分を超える時間にわたりそれらの授業を行う場合等は、総学習時間が多くなり、生徒に負担がかかるため、本来の日本語学習に支障が生じる可能性が高まるものと考えます。

Q2-7-21　どのような教育内容を様式 10－６の「認定対象外課程」として申請する必要がありますか。（第 22 条第４項）

A 認定を受けた日本語教育課程に在籍する生徒を対象とした専門科目の教育や職業教育、その他日本語教育以外の事項に関する授業を一定の期間、定期的かつ連続的に実施する場合は、様式 10−6号において申請する必要があります。

Q2-7-22　就労のための課程や生活のための課程において、企業等のニーズに応じて、「聞く」と「話す」に特化したコースを実施しても良いですか。（第 23 条）

A 就労のための課程及び生活のための課程を置く機関は、認定基準第 23 条に基づいて、生徒の目的や日本語能力に応じて、認定を受けた日本語教育課程の授業科目やその一部を履修させることができることとしています。これは、一定の体系的なまとまりを履修させることを条件として、生徒や企業等のニーズに応じて、認定を受けた日本語教育課程の修業期間や授業時数にとらわれず、かつ、5つの言語活動を必ずしも全て行わなくてもよいということです。ただし、認定を受ける日本語教育課程においては、5つの言語活動が全て含まれる必要があることに留意してください。

Q2-7-23　就労のための課程や生活のための課程において認定基準 23 条の規定により認定を受けた日本語教育課程の一部を履修させる場合、認定や届出が改めて必要ですか。（第 23 条）

A 認定基準第 23 条第1項の規定による日本語教育課程を編成する場合、認定の際に確認を受けた日本語教育課程の一部により体系的に編成するものであり、変更の届出等をせず、機関の判断で実施が可能です。ただし、その実施状況については、定期報告で報告いただくことになります。

Q2-7-24　「日本語教育課程の修業期間の始期から１年を経過しない間」とは、例えば、令和７年４月１日に修業期間が開始した場合、いつまでを指すのですか。（第 24 条第２項）。

A 質問のケースでは、令和8年3月 31 日までは1年を経過しない間となり、翌4月1日には経過したこととなります。

Q2-7-25　認定基準第 24 条第４項の「合計収容定員数の８割を超えている

とき」とは、どの時点で超えていることを指しますか。（第 24 条第４項）。

A 収容定員数の変更の届出を行う日において超えていることが必要です。

Q2-7-26　**在籍者数が収容定員数の８割を超えていれば、収容定員数の増加は認められますか。（第 24 条第４項）。**

A 収容定員数を増加する場合には、認定基準その他の法令に適合している必要があり、その適合性は届出後の審査において確認されます。特に留学のための課程の収容定員を増加する場合には、認定基準第 34 条に規定する生徒が在留を継続するための支援体制が適正であることも、在籍管理の実績から確認されます。

Q2-7-27　**収容定員数を超える生徒の受け入れは一切認められないのですか。（第 24 条第５項）**

A 留学、就労又は生活の各課程の目的とする分野ごとに合計した収容定員数を超えて生徒を入学させてはなりません。文部科学大臣が、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないと認める場合にはこの限りでないこととされていますが、収容定員数の管理は教育の質の根幹であり、容易にその超過を認めることはできず、何がこれに該当するか一概にお示しすることはできません。各機関においては収容定員数を超過することのないようにしてください。

Q2-7-28　**一の分野に係る課程を複数置く場合、同一分野内であっても各課程の収容定員数を超えて生徒を受入れてはならないのですか。（第 24 条第５項）**

A 収容定員数については、「留学」「就労」「生活」の目的別に各課程の収容定員数を合計した収容定員数ごとに、その数を超えて生徒を受け入れてはならないこととしており、例えば、留学のための課程として修業期間が１年の課程と2年の課程を設置した場合、両課程を合計した収容定員数の範囲内であれば、各課程の収容定員数を超えて生徒を受け入れること自体は可能です。

Q2-7-29　**講義の授業で、同時に授業を受ける生徒数が 20 人を超えても支障がないと判断される場合はどのような場合ですか。（第 24 条第６項）**

A 同時に授業を行う生徒の数が 20 人を超えることができる講義の授業については、例えば、生徒の日本語能力がおおむねB１以上であるなど個別の指導の機会が減少しても独力で授業を理解する力が生徒にあり、生徒の人数に対して認定基準第

14 条第3項に規定する最低面積以上の広さを有する教室において、授業時間の半分以上が生徒の設問への回答時間に充てられる等教員と生徒のコミュニケーションを必要とする機会が比較的少ないものに限定して実施することが想定されます。これらの要件を満たすとしても、日本語教育課程の中で本規定を使った授業を多用することは望ましくありません。

Q2-7-30　「講義」とはどのような授業形態を指しますか。（第 24 条第６項、第 25 条第１項）。

A 生徒が授業を受ける外形的な形態のみで判断されるものではなく、授業における活動の主要な部分が、教員から生徒に対して知識を伝える活動であるものを指します。このため、例えば、着席した生徒に対して教壇等から教員が授業を行う形態のものであっても、生徒の発話等の練習が主要な活動であるものについては、「演習」や「実技」に該当するため、「講義」には該当しないことに留意してください。

Q2-7-31　留学のための課程ではいかなる場合もオンライン授業は認められないのですか。（第 25 条第１項）。

A 留学のための課程においては、日本語教育を受けるために来日した生徒の希望や、教育の質の観点から、オンラインによる遠隔授業は認められません。ただし、対面の授業において、ゲストスピーカー等の部外者の参加を遠隔で求めることは可能です。

なお、感染症の拡大や災害等の対応のため、一時的に緊急対応として遠隔授業を実施することが可能ですが、その場合には、第 25 条第2項に準じて適切に実施してください。

Q2-7-32　オンライン授業について「同時かつ双方向に行われるもの」とは具体的にどのような形態ですか。（第 25 条第２項、告示第５条第１項第２号）。

A web 会議システム等を利用し、教員と生徒が同時刻にやりとりすることができるものを指しています。あらかじめ録画した映像を視聴するいわゆるオンデマンド授業は認められません。

Q2-7-33　就労のための課程や生活のための課程で、校舎以外の場所で恒

常的に授業を履修させるとはどういうことですか。（第 25 条第４項）。

A 認定基準第 25 条第4項に規定する校舎以外の場所で恒常的に授業を履修させる場合は、例えば、就労のための課程を企業と連携して実施する場合に、当該企業の会議室で授業を履修させることや、生活のための課程を市町村と連携して実施する場合に、当該市町村に所在する公民館等で授業を履修させることを想定したものです。

Q2-7-34 **「補助者」の役割とはどのようなものですか。登録日本語教員である必要はありますか。（第 25 条第２項、同条第４項及び告示第５条第２項第３号）。**

A 当該規定は企業等の会議室等に生徒がいる場合に、教員はオンラインで授業を行うことを想定したものですが、この場合の補助者とは当該会議室等で生徒の受講状況の管理や、生徒への助言等を行うことを想定しているもので、登録日本語教員である必要はありません。

Q2-7-35 **留学のための課程の入学者の募集ではどのような情報提供をすればよいですか。（第 26 条）。**

A 留学のための課程において入学者の募集を行う際は、入学を希望する者に対し、学習目標や経済状況等に照らして適切な機関を選択できるよう、少なくとも以下の事項について適切かつ正確に伝える必要があります。

① 日本語教育課程の目的及び目標
② 入学金、授業料、教材費、施設・設備費等名目の如何を問わず生徒が支払いを求められる費用の種類、金額、支払い時期、支払い方法及び返還のルール
③ 校舎の所在地、概要及び立地条件
④ 機関の設置者の種別（法人（法人種別）又は個人）、沿革及び実績
⑤ 入学の条件及び入学者選抜の方法
⑥ 寄宿舎の有無並びにその概要及び利用料
⑦ 資格外活動のルール等在留資格に関する一般的注意事項
⑧ 在学中の一般的な生活費用
⑨ その他入学希望者の参考となる情報

Q2-7-36 **入学者の日本語能力と学習意欲を確認する「その他の適切な方**

法」とはどのような方法が想定されますか。（第 27 条）。

A レポートの提出や作文、面談等が想定されます。

Q2-7-37　**修了の要件における「生徒の学習の成果を評価」とはどのような方法で行うのですか。（第 28 条）。**

A「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」5−2（8）や5−3（8）、5−4（8）を参照してください。

Q2-7-38　**生徒の学習成果の評価や成績の判定について、これまで日本語能力試験などの試験の成績を利用していましたが、引き続き、試験の結果を成績に利用することはできますか。今後は「日本語教育の参照枠」の考え方を踏まえて設定する必要があるということですか。**

A 留学、就労、生活いずれの分野も、教育課程の到達目標として「日本語教育の参照枠」の到達レベルを設定することとしています。そのため、評価についても、「日本語教育の参照枠」の考え方、「日本語教育編成のための指針」を踏まえ、教育課程の目的や目標に照らして、各機関で工夫された方法を検討する必要があります。ただし、生徒の日本語能力の熟達度を確認する目的で外部試験を併用することは考えられます。

Q2-7-39　**生徒の卒業時点の日本語能力が低い場合に問題がありますか。（第 28 条）**

A 認定日本語教育機関は、その設置する日本語教育課程の目的・目標に照らし、適切に選考を実施の上で生徒を入学させるとともに、その後の生徒の学習状況に応じ、目標が達成されるよう必要に応じて個別に指導を行うことが必要です。その中で、目標を達成できない生徒が多数存在するような状況が続き、改善が見られない場合は、機関の運営に問題があるものと考えます。

なお、認定日本語教育機関は、法第9条に基づき、毎年6月 30 日までに定期報告をする必要があり、その中で卒業者の日本語能力も報告することとなっています。これは日本語教育課程が目標とする日本語能力の達成状況を把握するためです。日本語能力の判定は必ずしも外部試験の受験結果で行う必要はなく、目標とする日本語能力が必要とされる進学や就職の状況を含め、達成者の数を報告することとなります。また、日本語教育部会による認定日本語教育機関に対する実地視察も行う

こととしており、それらを通じて、日本語教育課程の実施状況等を確認します。

Q2-7-40　　（欠番）

Q2-7-41　　**留学のための課程のみで新規設立を行った後、数年後留学生の収容定員を 100 名以上に増員した場合に、就労のための課程や生活のための課程を追加するには、留学の収容定員を再度 100 名以下にしなければなりませんか。**

A 目的（留学、就労、生活）の異なる課程については、その目的ごとに収容定員数を管理するため、留学のための課程を減らす必要はありません。

Q2-7-42　　**例えば、2025 年 4 月開設した場合において、初回の増員申請が可能なのは何年後なのか(毎年定員 8 割を満たしたものとする)何年何月に増員した人数が反映されるのか。**

A 原則として完成年度の翌年度からであり、認定日本語教育機関としての完成年度がいつになるかは機関毎に異なるため、何年度から増員申請が可能かは一律にはお答えできません。各機関において、生徒の募集計画等を踏まえ、完成年度を御確認いただき、完成年度の基準点が不明な場合は、事前相談時に個別に御相談ください。

なお、増員申請は、認定申請に準じたプロセスによりその可否を確認することとしていますが、実際に増員するタイミングを見越して、完成年度中に増員申請をしていただくことは可能です。

Q2-7-43　　**文部科学大臣指定準備教育課程（法務省告示別表第二）の申請は、どのように行えばよいでしょうか。**

A 法務省告示別表第二は別表第一に統合され、日本語教育課程と準備教育課程の両方を設ける機関については、改正後の別表第一では課程の別なく単一の機関の名称が掲げられています。日本語教育課程と準備教育課程の両方を設ける既設の機関が認定申請をする場合、申請した課程のうち一方のみが認定されたとしても（あるいは一方の課程のみを申請し、認定されたとしても）、法務省告示別表第一からは当該機関の名称が抹消されることとなりますので、注意してください。この

ため、当該機関が両方の課程において引き続き留学生を受け入れることを予定している場合は、準備教育課程とそれ以外の課程を同時に認定申請し、かつ同時に認定されることが必要となります。

また、準備教育課程を編成するに当たっては、日本語教育の学習時間が認定基準上の授業時数（原則、1年間にわたり760単位時間以上）を確保するなど、日本語教育課程編成のための指針を踏まえるようにしてください。

Q2-7-44　**日本語教育課程の内容に係る認定申請書類について、記載例は示されていますか。**

A 教育課程をはじめ各機関がそれぞれの目標等に応じて検討すべきものについては、様式の記載例を示すことはできません。

なお、教育課程の内容については、「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」にもあるとおり、各機関において

①自ら掲げる教育理念や教育課程の目的及び目標に基づき、発展的かつ創造的に教育内容を計画、実施されているか

②学習者（生徒）が習得を目指している到達レベルまで見通しを持って学べるように支援し、学習者（生徒）への評価が適切に行われているか

③教育の実施に際し、機関の理念等とともに、学習者（生徒）に求める日本語能力、選考に当たっての基準を明示し、適切に入学者の選考が行われているか

といったことを確認することとなります。

Q2-7-45　**認定基準第19条において「留学のための課程にあっては、一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする」とされていますが、35週を超える授業期間を設けても良いですか。**

A 授業期間は35週より長くても差し支えありません。

Q2-7-46　**専門学校への進学を目標とする「留学のための課程」について、日本語能力の到達目標をB1とすることはできますか。**

A 認められません。大学や専門学校等、高等教育機関への進学を目標とする課程については、日本語能力の到達目標はB2以上とすることが必要です。

なお、就職など、進学以外を目標とする「留学のための課程」については、日本語能力の到達目標をB2未満とすることが有り得ますが、その場合でも、B2以上を

到達目標とする課程を１つ以上置く必要があります。

Q2-7-47　**生徒が、自身の都合によって、進学を目的とした課程と就職を目的とした課程の間を移動することは認められますか。**

A どちらも留学のための課程であれば、課程間における教育の連続性が担保され、移動先の課程における目的・到達目標が達成できることを前提に、課程の移動を認めることは有り得ると考えています。

その場合には、学則において移動を認める時期や条件、これまでの学習成果や修了要件の扱いに関するルールを示すなど、生徒が不利益を被らないよう配慮するほか、認定審査においては、その場合の各種体制や環境に支障がないことなど含め、その実現性が確認される可能性があることから、実施については慎重に御検討ください。

なお、留学のための課程と、就労・生活のための課程との間を移動することは認められません。

Q2-7-48　**初級段階は同一の内容で、中級以降は進学と就職に分岐するような課程編成は認められますか。また、生徒の日本語習得状況に応じて、途中から到達目標レベルが変わるような課程編成は認められますか。**

A 教育課程は、その目的や目標、修業期間が具体的に設定され、それに基づいて学習内容等が編成されるものであり、原則として、目指す進路や到達目標が異なる場合には、別の課程として整理いただくものとなります。

なお、目的、目標、修業期間を共有している一つの教育課程において、教育課程の実施において支障がないことを前提に、よりきめ細かい対応としての教育を目指し、例えば選択科目を設置することで複数の学習系統が設置されることは運用上可能です。また、入学後に日本語能力が他の生徒より速く伸びた者等について、同一課程内で日本語能力の違いにより編成されたクラスなどにおいて、よりレベルの高いクラスに在籍させる等の方法により、個々の生徒の学習進度に応じた教育を行うことは妨げられません。

2-8. 認定基準（学習上及び生活上の支援体制）に関すること

Q2-8-1　**学習上の困難を抱える生徒のために母語支援を必ず提供しなけ**

ればならないのですか。（第２９条）

A 学習上の困難を抱える生徒への支援体制としては、母語その他の当該生徒が使用する、十分に意思疎通が可能な言語を用いた支援が可能であることが求められます。

Q2-8-2 **就労のための課程や生活のための課程において、出席管理体制についてはどの程度求められますか。（第 30 条）。**

A 課程の区分に関わらず、各生徒の出席状況を的確に把握し、出席率が低い生徒に対しては、必要に応じた指導・支援が実施できる体制が求められます。なお、留学のための課程においては「出席管理及び在留継続支援体制に係る認定日本語教育機関の運営に関するガイドライン」も参照の上、適切な体制を整備してください。

Q2-8-3 **「転学の支援のための計画の策定その他の当該日本語教育課程の生徒の学習の継続に必要な措置」とはどこまでのものを想定していますか。（第 31 条）。**

A 災害等の不測の事態の際に発災から生徒の安全確保、転学先の確保から完了までの計画となるロードマップの作成や、対応に際しての責任者や役割分担などを定めた対応マニュアルの準備、その他、日本語教育機関に関する地域的又は全国的な団体、あるいは個別の認定日本語教育機関との連携による転学を含む支援協定を締結や、行政団体との連携等が想定されます。

Q2-8-4 **転学支援に関し、他機関と転学協定を締結しなければならないのですか。**

A 必ずしもあらかじめ転学協定を締結しなければならないものではありませんが、転学等の支援が必要となった場合に、機関内において誰が責任者となり、機関外のどのような団体等と連係するのか、計画の策定等を求めるものです。

Q2-8-5 **留学のための課程について、地方公共団体との連携は何を想定していますか。（第 32 条第１項）。**

A 避難訓練などの防災及び防犯等に関する講習や地域でのルールの指導、地域コミュニティとの交流等について地元の市町村等との連携を行うことを想定しています。

Q2-8-6 **生活指導担当者として必要な「知識及び経験」は何を想定してい**

ますか。（第 32 条第２項）。

A 「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項」2（4）①を参照してください。

Q2-8-7　**生活指導担当者を本務とする者は学校事務を執ってもいいですか。（生活指導担当者と事務員を分ける必要がありますか）**

A 生活指導担当者と事務員を兼務することにより、業務量が過剰になることや片方の業務が疎かになる等の問題が無く、適切に業務を実施できる体制が整備されているのであれば可能です。

Q2-8-8　**「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項」２（４）①の「生徒の母語あるいはその他十分に意思疎通ができる言語による対応ができる者が確保されていることを要する」について、例えば、通訳派遣会社との提携や、海外の仲介業者との連携、翻訳機器を用いるといったことでも認められますか。**

A 認められません。生活指導は、通常の相談対応のほかに病気や事故、災害など不測の事態への対応も求められることから、必要な言語による対応ができる人材が機関において確保されていることを確認します。

Q2-8-9　**健康診断の内容として何を想定していますか。（第 33 条）。**

A 「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項」2（4）②を参照してください。

Q2-8-10　**認定基準第 34 条や告示第４条の「生徒が我が国に適正に在留し、学習を継続するために必要な支援を行うための体制」は何を想定していますか。（第 34 条及び告示第４条）。**

A 留学生の在籍管理に関し、関連する業務が適正に実施できる体制が整備されていることを求めています。なお、出入国在留管理庁及び文部科学省によるガイドラインを示しておりますので、必ず参照したうえで体制を御検討ください。

出席管理及び在留継続支援体制に係る認定日本語教育機関の運営に関するガイドライン： https://www.mext.go.jp/content/20240412-mxt_nihongo01-000034783_3.pdf

Q2-8-11　就労のための課程や生活のための課程を置く場合、事業主等や地方公共団体等と連携した日本語教育課程の編成等について相当の実績に基づいた連携体制の整備が求められていますが（認定基準第 35 条、第 36 条）、認定申請以前から、事業主等や地方公共団体等と連携して日本語教育課程を実施した実績がないと認定されませんか。

A 認定には事業主等や地方公共団体等と連携したうえで日本語教育課程を実施した実績が必要となります。なお、就労のための課程や生活のための課程は認定を受けなくとも実施可能です。

Q2-8-12　認定基準第 35 条や 36 条について、具体的にどのような連携を想定していますか。また、「相応な実績」とは具体的にどのようなことですか。（第 35 条、第 36 条）。

A「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項」3（4）②③を参照してください。

Q2-8-13　施行規則第 10 条で、認定日本語教育機関が備えるべき帳簿には「医師その他の生徒の健康の保持増進に従事する者の勤務状況」を記載することとされていますが、医師を雇用することが求められているのでしょうか。

A 機関が医師等を直接雇用する必要はありませんが、健康診断等の実施のため医師等が業務を行うことと思いますので、帳簿には当該者の勤務状況について記録してください。

Q2-8-14　「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項」２（４）①の「生徒の母語あるいはその他十分に意思疎通ができる言語による対応ができる者が確保されていることを要する」について、機関に在籍する生徒全ての出身国の母語対応ができる者を確保しなければなりませんか。

A 必ずしも当該機関に在籍する生徒全ての出身国の母語対応ができる者を確保しなければならないという趣旨ではなく、複数の出身国の生徒について、例えば英語など、母語でなくとも十分に意思疎通が可能な言語により対応することも考えられます。

一方で、例えば生徒の大半が特定の国の出身であるような場合に、その国の母語での対応を行っていないという場合には、機関として体制が十分であるか審査にお

いて疑義が生じることも有り得るものと考えられます。

母語やその他の言語による生活支援体制の適切性については、当該機関の目標や、想定される生徒の出身国や性質、入学者募集の方法等を含めて総合的に審査されることとなります。

2-9. 法務省告示機関に関すること

Q2-9-1　**新たな制度ができて、制度の何が変わるのですか。**

A 法務省令が改正され、留学のための課程を置く認定日本語教育機関であることが、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件となっています（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）本則の表法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号）。

Q2-9-2　**法務省告示機関はいつまでに認定を取る必要があるのですか。**

A 法施行後、5年間は、現行の法務省告示機関も留学生の受入れができるよう、経過措置が設けられています。この期間を超えて引き続き在留資格「留学」により生徒を受け入れる場合は、令和 10 年度末までに文部科学大臣の認定を受けて体制を整える必要があります。

その際、当該経過措置期間は令和 11 年 3 月 31 日までであるため、文部科学省が公表している審査スケジュールに基づき、令和 11 年 4 月開設課程から引き続き留学生を受け入れる場合は、令和 10 年度 1 回目までに認定申請を行い、認定を受ける必要があることにご留意ください。

なお、認定基準における収容定員数に関する経過措置は、申請の時点の合計収容定員数が上限となるため、令和 10 年度 2 回目で認定を受けた場合、令和 11 年 4 月から留学生を受け入れることは困難ですが、令和 11 年 10 月開設時の合計収容定員数は既存の定員数を引き継ぐことが可能です。

Q2-9-3　**法務省告示機関に関する各種手続きは、引き続き入管庁で受付を行うのですか。**

A 法務省告示機関に係る各種変更手続き、告示基準に基づく各種報告については、引き続き地方出入国在留管理局・支局で受付を行っています。

Q2-9-4　**これまで日本語教育機関の告示基準によって課せられた義務は引き続き履行する必要があるのですか。**

A 法律の施行後においても、経過措置期間中に、認定を受けていない法務省告示機関は、引き続き告示基準の義務を履行していただくこととなっています。

なお、認定後は法務省の告示から抹消されることから、告示基準上の報告等の義務の履行は不要となります。

Q2-9-5　**日本語教育機関の告示基準附則における専任教員数（定員 40 人につき１人以上）の経過措置については、法律の施行後も継続予定ですか。**

A 告示基準の附則における定員に対する専任教員数の経過措置につきましては、令和7年3月31日までの間は60人、同年4月1日から令和10年3月31日までの間は50人が適用されます。なお、認定制度においては、認定基準において、生徒の収容定員数 40 人につき1人以上の本務等教員を配置することと定めています。

Q2-9-6　**日本語教育機関の告示基準における 420 単位時間以上の日本語教師養成研修について、新設のための文化庁への届出はいつまで受け付けられますか。**

A 日本語教育機関の告示基準に規定する養成研修の新たな届出は、新制度の施行に伴い、令和5年12月末をもって終了しています。なお、既存の養成課程や養成研修は、法施行後も継続して実施することができます。

Q2-9-7　**日本語教育機関の告示基準における日本語教育能力検定試験の取扱いについて、いつまでに試験を合格すれば教員として認められますか。**

A 日本語教育機関の告示基準における、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験の取扱いについては、令和6年3月 31 日までに合格した者に関し、法施行後5年間を予定している移行措置期間に存続する法務省告示機関で勤務することが可能です。また、法施行後5年間は、新制度による認定日本語教育機関においても経過措置として勤務が可能です。さらに、登録日本語教員の登録に当たっても、現職者については試験や実践研修の免除の対象となります。

Q2-9-8　**認定申請に際し、法務省告示機関として地方出入国在留管理局・**

支局への各種変更の届出も行わなければなりませんか。

A 認定申請が認められなかった場合で、法務省告示機関として各種変更を認めてほしい場合は、告示基準上の変更手続も行ってください。認定申請時の申請書類の各2部紙媒体を地方出入国在留管理局・支局に提出する形で代えていただいて構いません。

なお、設置者変更・定員変更については、先に法務省告示機関における変更手続を終えてから、認定申請に及ぶようにしてください。

詳しくは出入国在留管理庁HPをご覧下さい。

Q2-9-9　**認定を受けるまでは、従来の告示機関の制度（適正校かつ定員80%充足）のまま定員を増やすことができますか。**

A 制度的には可能です。地方出入国在留管理局・支局に御相談ください。法律の施行後においても、認定を受けていない法務省告示機関が、経過措置期間中に留学生を受け入れる場合は、引き続き告示基準の義務を履行していただく必要があります。

Q2-9-10　**法務省告示機関制度に係る定員増の申請中に認定申請をすることができますか。**

A 定員申請結果が出て定員が確定した後、認定申請をお願いします。

Q2-9-11　**認定申請中に、適正校の通知が得られた場合、認定申請結果が出る前に定員増の申請をすることができますか。**

A 審査中の変更は出来ませんので、定員増の申請を優先したい場合、認定申請を取り下げた上で、定員申請を行い、定員申請結果が出た後に再度認定申請いただく必要あります。

Q2-9-12　**法務省告示機関について、移行措置期間中は、一部課程・コース等のみ認定申請に及んでもよろしいですか。**

A 一部課程・コース等のみについて認定申請することも可能ですが、認定された場合は、機関単位で法務省告示から抹消されることに留意してください。

認定申請時点で全ての課程・コースにつき申請を行ったが、一部課程・コース等のみに認定「可」とする見通しが立った場合（令和 10 年度の申請を除く。）で、引き続

き継続して他の課程・コース等でも留学生を受け入れたい場合は、申請を取下げの上、再度申請を行うようお願いいたします。

2-10. 経過措置に関すること

Q2-10-1　**法律の施行後５年間は、認定日本語教育機関で日本語教育課程を担当する教員は、現職教員でも可とのことですが、現職教員とはどのような方のことを指すのでしょうか。**

A 平成 31 年4月1日～令和 11 年3月 31 日の間に、法務省告示機関（告示対象の日本語教育課程）、大学、認定日本語教育機関（認定対象の日本語教育課程）、文部科学大臣が指定する日本語教育機関（認定日本語教育機関の指定を受けた日本語教育機関が認定前に実施した日本語教育課程）で日本語教育に1年以上従事した方を指します。

3. 登録実践研修機関、登録日本語教員養成機関

3-1. 審査に関すること

Q3-1-1　**いつから登録のための相談をすることができますか。**

A 令和6年度第一回目の事前相談は6月24日～7月26日に実施し終了しています。今年度第二回目の申請受付期間に申請を行う場合、令和 6 年 12 月 23 日～令和7年1月31日に実施する事前相談を行う必要があります。詳細については、「登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録申請等の手引き」を御確認ください。

Q3-1-2　**登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の両方の登録について審査を受けたいと考えています。審査で片方だけ登録となった場合はどうなるのでしょうか。**

A 登録を認められた方の事業（実践研修か養成課程）のみ実施可能です。

Q3-1-3　**必須の教育内容 50 項目に対応した養成課程等としての確認を受け、登録日本語教員の資格取得に係る経過措置 C ルートの対象となりましたが、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関としての登録はいつ**

までに受ける必要がありますか。

A 経過措置 C ルートが適用される期間は、令和 15 年 3 月 31 日までです（※）。このことから、例えば4年間の日本語教員養成課程を実施する大学が、経過措置期間後に切れ目なく登録日本語教員の養成を行うためには、遅くとも令和 11 年 4 月 1 日から、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関として実践研修及び養成課程を開始する必要があり、そのためには令和 10 年度の第 1 回目の申請受付期間までに申請を行い、登録を受ける必要があります。

※経過措置期間は原則として法施行後5年（令和 11 年3月31日）までとしていますが、現行の養成課程を実施する大学等が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受ける前に在籍する学生等への配慮として、大学の修業年限が4年であることを踏まえ、原則である5年に4年を加え、Cルートの経過措置の期間については令和 15 年3月 31 日までとしています。

Q3-1-4 **申請後、審査中に申請資料の内容に変更が生じることは認められますか。**

A 申請後における申請資料の修正は原則として認められませんが、事故や災害等のやむを得ない事情により申請内容に変更が生じた場合は、すみやかに文部科学省に連絡してください。

3-2. 実践研修と養成課程に共通すること

Q3-2-1 **実践研修や養成課程の一部を他の機関に委託して実施することはできますか。**

A 登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関は、実践研修や養成課程を自ら実施する必要があり、他の機関に委託することはできません。なお、複数の登録日本語教員養成機関が共同して1つの養成課程を実施することは可能です。

Q3-2-2 **研修事務規程や養成業務規程はどの程度詳細に記載する必要がありますか。**

A 研修事務規程・養成業務規程策定例を参考にしてください。なお、研修事務規程と養成業務規程はいずれも変更する場合には法令に基づく手続きが必要になることから、記載の粒度を含め記載すべき内容については十分に検討してください。

Q3-2-3　　**実践研修や養成課程の定員数とは具体的に何を指しますか。**

A 各課程に同時に在籍し得る最大数（収容定員数）を指します。

Q3-2-4　　**同一の科目を実践研修及び養成課程の科目として、それぞれに含めることは可能ですか。**

A 実践研修は平成 31 年報告に示された「必須の教育内容」のうち（28）「教育実習」の内容に該当する「実践研修コアカリキュラム」に、養成課程はその他の「必須の教育内容」49 項目の内容に該当する「養成課程コアカリキュラム」に基づくものであり、両者の教育内容は重複しないことから、一体型の申請であっても、同一の科目を実践研修及び養成課程の科目として、それぞれに含めることは想定しておりません。

3-3. 登録実践研修機関や実践研修に関すること

Q3-3-1　　**実践研修に係る費用については、どのようになりますか。**

A 実践研修の受講の手数料は、各登録実践研修機関が定めます。なお、その金額については、①実践研修の適正な実施に要する費用の額を超えていないか、②特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないかの観点から審査し、文部科学大臣が認可します。

Q3-3-2　　**実践研修の手数料の額は、実践研修の実施に要する費用の額を少しも超えてはいけないのですか。**

A 実践研修の手数料の額は、実践研修の実施に要する費用の総額を想定される受講者数で除した額以下で設定しなければいけません。そのように手数料の額を設定していることを、登録申請時に提出する書類によって示す必要があります。

Q3-3-3　　**登録実践研修機関が大学であって在学生が実践研修を受講する場合、大学の学生として支払っている授業料等とは別に追加で実践研修の手数料の支払いを求めなくてはいけませんか。**

A 在学生が実践研修を受講する場合に、実践研修の手数料については当該大学の学生として支払っている授業料等に含まれているものとし、別途徴収しないことも可能です。ただし、その場合であっても、実践研修の手数料について登録申請時に認可を受けることが必要であり、その際の認可を受ける手数料の額は在学生以外の者が受講する場合を想定して設定することが考えられます。

Q3-3-4　　登録実践研修機関の地位を他者に引き継ぐことはできますか。

A 登録実践研修機関の登録は、申請をした法人や個人に付与されるものであるため、研修事務を他の法人や個人に引継ぎたい場合、引継ぎを受けた法人や個人が改めて登録を受けなければなりません。これは親会社や子会社、関連会社等への引継ぎであっても、他の法人や個人である限りは同様です。

この場合において、引継ぎを受けた法人や個人は、登録を受けるまでの間、研修事務を実施してはなりません。また、引継ぎをした法人や個人は、引継ぎに伴い研修事務を廃止し、施行規則第 63 条第2項の規定により、研修事務に関する帳簿及び書類を文部科学大臣に引き継がなければならないため、引継ぎを受けた法人や個人は、施行規則 64 条の規定により、当該帳簿及び書類を文部科学大臣から受領する必要があります。

Q3-3-5　　施行規則第 29 条の実践研修の受講資格のうち、養成課程を修了する見込みの者とは誰を指しますか。

A 養成課程で学修中の者のうち、実践研修を受講するために必要な学修を終えた者を見込み者とし、具体的には、「登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム」で示された養成課程の「必須の教育内容」49 項目のうち、同コアカリキュラムp3～4に示された 37 項目について最低限必要な学修を終えたことが証明できた者を指します。

Q3-3-6　　養成課程を修了する見込みの者が、実践研修を受講するために必要な履修を行っているかどうかは、誰が示すことになるのですか。

A 登録日本語教員養成機関が履修証明書を準備し、示すことになります。なお、登録日本語教員養成機関の登録の際、どの科目等を修了した者を「養成課程修了見込み」と判断する予定か提示を求め、その適切性を審査することとしています。

Q3-3-7　　実践研修の受講者について、自機関の養成課程を修了した者などに対象を限定しても良いですか。

A 自機関の養成課程を修了した方を優先的に受け入れるなど、実践研修の受講者に関して法令に定められた以外の要件等を加えることは禁止されませんが、登録実践研修機関としての社会的責任を踏まえ、登録実践研修機関を兼ねていない登録日

本語教員養成機関の養成課程の修了者や「試験ルート」で資格取得しようとする方が実践研修のみを受講しようとする場合にも、定員を既に満たしている等の特段の事情がない限り、原則として受け入れていただきたいと考えています。

Q3-3-8　**実践研修に修了要件を設ける必要はありますか。それとも受講すればそれでよいのでしょうか。**

A 登録実践研修機関においては、各機関における実践研修の目標や成績判定基準を定め、あらかじめ定めた基準や方法等に則り、評価・判定を行うよう、修了の要件を適切に定め、修了判定を行っていただくことが必要です。

Q3-3-9　**実践研修機関において、受講者が研修の結果、日本語教員として適切でないと判断することは考えられるのでしょうか。**

A 日本語教員として必要な資質がないと判断される言動や姿勢など、具体的な根拠に基づき、登録実践研修機関として、実践研修自体を修了できないと判断することは考えられます。なお、どのような場合が修了できないこととなるかは、評価基準や方法をあらかじめ定め、極力具体的に事前に提示しておくことが必要です。

Q3-3-10　**実践研修はすべてオンラインで実施できますか。**

A「登録実践研修機関研修事務規程策定基準」1④に規定するとおり、模擬授業と教壇実習は対面で実施する必要があります。

Q3-3-11　**実践研修での教壇実習において、A1～C2までのあらゆるレベルや、あらゆる分野の学習者に対する実習を網羅的に行う必要がありますか。**

A 実践研修の限られた時間において、あらゆる学習者を想定した実践を経験することは現実的ではないため、あらゆる学習者を対象とした教育の実習を網羅的に行うことまでは求められません。

Q3-3-12　**「登録実践研修機関研修事務規程策定基準」1⑥において、教壇実習では受講者1人につき 45 分以上の授業の補助（指導者の指導の下、教壇に立って授業をすること）を単独で２回以上行うことを求めていますが、1回 15 分にして６回行う形でもいいでしょうか。**

A 連続した 45 分の授業の補助（指導者の指導の下、教壇に立って授業をすること）

を2回以上実施する必要があります。

Q3-3-13　**実践研修と養成課程を一体的に運用する場合に、実践研修のうち教壇実習を離れた時期に２回実施し、それぞれで１回ずつ 45 分以上の授業の補助（指導者の指導の下、教壇に立って授業をすること）を単独で行わせることとしても良いですか。**

A 連続した 45 分の授業の補助（指導者の指導の下、教壇に立って授業をすること）を2回以上実施するのであれば、各登録実践研修機関において教壇実習の実施時期を分けることは可能です。ただし、養成課程に在籍せず、日本語教員試験の合格後に実践研修のみを受講する者が不利益を受けないよう配慮してください。

なお、1回目の教壇実習を受講する時点においても当然に実践研修の受講資格を満たす必要があります。

Q3-3-14　**教壇実習は必ず認定日本語教育機関で行う必要がありますか。**

A 登録実践研修機関研修事務規程策定基準5①イ）～ニ）の要件全てを満たす場合には、認定日本語教育機関以外で教壇実習を行うことも可能です。

なお、イ）の要件にある通り、登録日本語教員養成機関の登録を受けない機関が実践研修を行う場合、教壇実習は必ず認定日本語教育機関で行う必要がありますので、自機関で教壇実習を行う場合、認定日本語教育機関としての認定を受ける必要があることに留意してください。

Q3-3-15　**認定日本語教育機関の認定申請と並行して登録実践研修機関としての登録申請を行うことは可能ですか。**

A 可能です。ただし、登録日本語教員養成機関の登録は受けず、自機関で教壇実習を実施する場合、並行して申請していた認定日本語教育機関の認定申請の審査結果が不可だった場合、登録実践研修機関の登録の審査結果も不可となります。

Q3-3-16　**認定日本語教育機関以外を教壇実習機関とする場合、その教壇実習機関の教員等が指導者にならなければならないのですか。**

A 一定の要件を満たすことで、認定日本語教育機関以外を教壇実習機関とすることが可能であり、外国の大学、企業の従業員や難民を対象とした日本語教育機関、地域の日本語教室、小学校等が想定されます。この場合において、教壇実習機関側で

指導者を確保することが難しい場合には、登録実践研修機関の指導者が教壇実習機関に出向いて指導を行うことも可能です。

Q3-3-17　インターナショナルスクールを教壇実習機関とすることはできますか。

A 「登録実践研修機関研修事務規程策定基準」5①等の要件を満たせば可能です。この場合、小学校等を教壇実習機関とする場合と同様に、5①のニに規定する要件にも配慮することが望ましいです。

Q3-3-18　教壇実習機関は外の機関でないといけないのですか。

A 登録実践研修機関が設置する日本語教育機関を教壇実習機関とすることも可能です。例えば認定日本語教育機関や大学の設置者が登録実践研修機関の登録を受ける場合、当該認定日本語教育機関や大学の留学生センター等（認定日本語教育機関としての日本語教育課程を実施していないものも含む。）を教壇実習機関とすることが可能です。

Q3-3-19　「登録実践研修機関研修事務規程策定基準」12の点検及び評価はどのような項目を実施すればよいですか。

A 実践研修の評価が適切に行われるよう、施行規則第7条に定める認定日本語教育機関の評価項目も参照しつつ、各機関において項目を設定してください。項目の適切性については、登録の審査の際に確認します。

Q3-3-20　大学や専修学校等である登録実践研修機関が、学校教育法等に基づいて、実践研修を含む評価等を既に実施している場合、新たに別の評価制度等を整備し直す必要がありますか。

A 実践研修の評価が適切に実施されていれば、別途評価等をする必要はありません。

Q3-3-21　第三者評価は実施しなければならないのでしょうか。

A 第三者評価については、必須ではありませんが、中立的な立場からの実践研修の評価を通じた教育の質の向上を図る観点からその実施が推奨されます。

Q3-3-22　**「登録実践研修機関研修事務規程策定基準」13 の「秘密の保持に関するルール」とはどのようなものですか。**

A 機関内部の規則等において、研修事務を通じて入手した個人情報等の秘密に関する文書保存や、それらの情報にアクセスできる者の制限及び秘密保持義務等について定めることを想定しています。

3-4. 登録日本語教員養成機関や養成課程に関すること

Q3-4-1　**養成課程に修了要件を設ける必要はありますか。それとも受講すればそれでよいのでしょうか。**

A 登録日本語教員養成機関においては、各機関における養成課程の目標や成績判定基準を定め、あらかじめ定めた基準や方法等に則り、評価・判定を行うよう、修了の要件を適切に定めることが必要です。特に最低限設けていただく事項としては「必須の教育内容」49 項目に関する科目がすべて合格できていることが挙げられます。

Q3-4-2　**登録日本語教員養成機関の地位を他者に引き継ぐことはできますか。**

A 登録日本語教員養成機関の登録は、申請をした法人や個人に付与されるものであるため、養成業務を他の法人や個人に引き継ぐ場合、引継ぎを受けた法人や個人が改めて登録を受けなければなりません。これは親会社や子会社、関連会社等への引継ぎであっても、他の法人や個人である限りは同様です。

この場合において、引継ぎを受けた法人や個人は、登録を受けるまでの間、養成業務を実施してはなりません。

Q3-4-3　**「登録日本語教員養成機関養成業務規程策定基準」1③の「通常の受講者が授業時間の二倍に相当する時間を要する学習を、授業時間外に行わせるカリキュラム内容」について審査ではどのように確認するのですか。**

A「登録実践研修機関の登録、研修事務規程の認可等、登録日本語教員養成機関の登録及び養成業務規程の届出等に当たり確認すべき事項」2（1）③を参照しつつ、シラバスに基づいて確認を行います。

なお、この規定は、無理な詰め込みによる極端に短期間の養成課程の実施を防ぐ

目的で置かれています。

Q3-4-4　「登録日本語教員養成機関養成業務規程策定基準」２②の「料金が特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものとなっていないこと」について、受講者の特性に応じて料金を割引することは許容されますか。

A 各機関が定めた割引ルールに基づいて個別に判断が必要ですが、割り引くこと自体がただちに不当な扱いとなるわけではありません。割引についてあらかじめ定め、受講者等に明示した上で、割引の目的や社会通念等に照らして、その必要性や妥当性が説明できる必要があります。

Q3-4-5　本務等教授者とは何ですか。

A 登録日本語教員養成機関の本務等教授者については、養成課程の編成その他の当該養成課程に係る業務について責任を担い、当該機関（学部や学科等で養成課程を実施する場合は学部や学科等）で専ら又は本務として教育に従事するものであるため、いわゆる専任教員や本務教員である必要があります。

この際、責任を担うとは、必ずしも養成課程の編成の責任者（通常は１人であると想定される。）であることを求めるものではなく、例えば、養成課程の編成会議の構成員である等養成課程に係る業務に直接的かつ実質的に参画する教員であることを指します。

ただし、当該機関で専ら又は本務として教育に従事する者であり、養成課程の業務のみに専ら又は本務として従事することを求めるものではありません。

Q3-4-6　認定日本語教育機関の設置者が登録日本語教員養成機関の登録を受ける場合、認定日本語教育機関の本務等教員が養成課程で授業等を担当する場合、養成課程の本務等教授者とすることはできますか。

A 認定日本語教育機関の設置者が登録日本語教員養成機関の登録を受ける場合で、認定日本語教育機関の本務等教員が養成課程で授業等を担当する場合、養成課程の本務等教授者とすることは可能です。ただし、認定日本語教育機関の本務等教員は日本語教育課程の業務を本務とする必要があるため、この場合には業務の中心は認定日本語教育機関での日本語教育課程に関するものである必要があります。

Q3-4-7　「登録日本語教員養成機関養成業務規程策定基準」４の①に規定する「実施上支障を来さない体制」とどのような体制が求められますか。

A 「実施上支障を来さない体制」については、「登録実践研修機関の登録、研修事務規程の認可等、登録日本語教員養成機関の登録及び養成業務規程の届出等に当たり確認すべき事項」２（2）①に示されているとおり、収容定員数に応じた本務等教授者が配置され、かつ、当該本務等教授者が最低3人を上回っていることが必要です。これは最低の基準であるため、各機関の登録に当たっては、当該養成課程の内容や実施計画に照らして、支障のない体制となっているか個別に確認することとなります。

Q3-4-8　「登録実践研修機関の登録、研修事務規程の認可等、登録日本語教員養成機関の登録及び養成業務規程の届出等に当たり確認すべき事項」２（２）①の「収容定員数に応じた本務等教授者が配置され、かつ、当該本務等教授者が最低３人を上回っているか確認することとする」とは、機関単位で最低３人を上回っていればよいですか。

A 本務等教授者が最低 3 人を上回っていることは、養成課程単位で求めているものであり、機関単位で求めているものではありません。なお、同じ教員が、同一機関の実施する複数の養成課程の本務等教授者を兼ねることは可能です。

Q3-4-9　本務等教授者は、自らの担当科目を有さない者であってもよいでしょうか。

A 「養成課程の編成その他の当該養成課程に係る業務について責任を担う教授者」あるいは「専ら又は本務として養成機関の教育に従事する者」として適当か、審査において判断されることとなります。養成課程に関連の無い方を本務等教授者としてカウントするなどといった不適切な状況が生じないようご留意ください。

Q3-4-10　複数の登録日本語教員養成機関が共同して１つの養成課程を実施することは可能ですか。

A 複数の登録日本語教員養成機関が共同して1つの養成課程を実施することも可能ですが、共同で養成課程を実施する登録日本語教員養成機関間で、役割分担や費用負担、受講者の履修ルール等について十分な調整を行い、協定等を締結すること

が必要です。この場合において、上記本務等教授者の最低数は、全登録日本語教員養成機関の合計の本務等教授者数がこれを上回れば良いものの、各登録日本語教員養成機関に最低１人は本務等教授者が置かれる必要があります。

Q3-4-11　「登録日本語教員養成機関養成業務規程策定基準」12 の点検及び評価はどのような項目を実施すればよいですか。

A 養成課程の評価が適切に行われるよう、施行規則第7条に定める認定日本語教育機関の評価項目も参照しつつ、各機関において項目を設定してください。項目の適切性については、登録の審査の際に確認します。

Q3-4-12　大学や専修学校等である登録実践研修機関が、学校教育法等に基づいて、実践研修を含む評価等を既に実施している場合、新たに別の評価制度等を整備し直す必要がありますか。

A 実践研修の評価が適切に実施されていれば、別途評価等をする必要はありません。

Q3-4-13　第三者評価は実施しなければならないのでしょうか。

A 第三者評価については、必須ではありませんが、中立的な立場からの養成課程の評価を通じた教育の質の向上を図る観点からその実施が推奨されます。

Q3-4-14　「登録日本語教員養成機関養成業務規程策定基準」13 の「秘密の保持に関するルール」とはどのようなものですか。

A 機関内部の規則等において、養成業務を通じて入手した個人情報等の秘密に関する文書保存や、それらの情報にアクセスできる者の制限及び秘密保持義務等について定めることを想定しています。

Q3-4-15　「登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム」で挙げられている「必須の教育内容」を 375 単位時間（25 単位）未満で実施することも可能ですか。

A いいえ、25 単位（または 375 単位時間）以上で必須の教育内容 49 項目を実施していただくことが求められています。

Q3-4-16　　平成 31 年報告書においては、項目をまとめて必要な時間数や単位数を目安として示していたが、この考え方は踏襲していますか。

A 当該目安を一つの参考として活用してください。

Q3-4-17　　養成課程における「必須の教育内容」について、具体的な教授項目などを確認するための資料などはありますか。

A 「令和4年度大学等日本語教師養成課程及び文化庁届出受理日本語教師養成研修機関実態調査報告書」をご参照ください。

Q3-4-18　　養成課程の修了後、基礎試験の免除に有効期間はありますか。

A 有効期限はありません。

Q3-4-19　　養成課程の一部を海外の日本語学校等と連係し、当該海外の日本語学校等で実施しても良いですか。

A まず、法令の要件を満たす前提で、登録日本語教員養成機関の教授者が自ら海外の日本語学校等に赴き、その教室等を実施場所として、養成課程の授業の一部を実施することは可能です。

また、養成課程の一部を海外の日本語学校等と連係し、登録日本語教員養成機関の教授者が赴くことなく当該海外の日本語学校で実施する場合にも、登録を受けた教育内容に沿って、教授者の要件を満たす者により実施される等の法令の要件を満たす必要があります。このため、海外の日本語学校等で実施される授業は、国内の登録日本語教員養成機関の教授者が作成したカリキュラムや指導案、指定の教材を使用するとともに、個々の学習者の評価は当該教授者が行う等、あくまで登録日本語教員養成機関の教授者が各授業の実施に実質的な責任を持ち、海外の日本語学校等の教員はその支援者として現地で活動するに留まるものである必要があります。その際、当該海外の日本語学校等の教員は、教授者の要件を満たす者又はこれに準じた知識・技能を有することが客観的に証明できる者である必要があります。また、登録日本語教員養成機関が、海外の日本語学校等の教員に対して適切な指導・指示ができるよう、当該海外の日本語学校等又はその教員と適切な契約を締結し、登録日本語教員養成機関が責任を持って授業の実施を管理できる体制とする必要があります。

その上で、当該海外の日本語学校等での授業の実施状況を適切に把握し、毎年の定期報告においても当該海外の日本語学校等での授業の実施状況を含めて養成課程の実施状況を報告する必要があります。

また、この場合、当該海外の日本語学校等も養成業務を実施する事務所の１つとして、登録等の際に申請する必要があり、審査において、上記のような体制であることを登録日本語教員養成機関が責任を持って説明いただき、適正性を確認します。

Q3-4-20　**登録実践研修機関と教壇実習機関が異なる場合、登録実践研修機関側の指導者はどのようなことに留意するべきですか。**

A 登録実践研修機関の指導者が、教壇実習の際に立ち会うことまで必要ではありませんが、最終的に成績の評価方法等について綿密に事前の計画を作成・共有することが必要であり、どちらかに丸投げしてしまうことは認められません。

Q3-4-21　**登録される前にすでにその課程で学修を開始した学生がいた場合、どのような扱いとなるのか。**

A 登録より前から課程を履修していた方は、改めて養成課程の科目を履修しない限り、養成課程の修了者とはなりません。

3-5. 教育訓練給付金制度における講座指定に関すること

Q3-5-1　**養成課程や実践研修は、教育訓練給付の対象講座として指定を受けることができますか。**

A 教育訓練給付制度は、労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した者に対し、その費用の一部を雇用保険から支給する制度です。

登録日本語教員養成機関が実施する養成課程又は登録実践研修機関の実施する実践研修については、厚生労働大臣が定める指定要件等を満たした場合、教育訓練給付の指定講座（「一般教育訓練」又は「特定一般教育訓練」）として、厚生労働大臣の指定を受けることができます。

ただし、教育訓練給付制度では、継続的かつ安定的に実施される教育訓練を指定していることから、新たに教育機関を設立して、教育訓練給付の講座指定を受けようとする場合、教育訓練事業を開始した日以降指定申請日までに、定款等に記載された営業年度で実際に１営業年度以上の事業実績があり、その間継続的に安定

して運営されていることが必要です。また、特に特定一般教育訓練として指定を受けるためには、指定申請日から遡って1年以内に、実際に当該講座の修了者がいることが必要となりますので、ご留意ください。

本制度の内容や、指定の要件等については、以下の厚生労働省ウェブサイトを参照してください。

・教育訓練給付制度について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

・教育訓練給付の講座指定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_00001.html

Q3-5-2　**従前から「日本語教育機関の告示基準」（平成２８年７月 22 日出入国在留管理庁策定）第 1 条第 1 項第 13 号ニに規定する日本語教員の要件として適当と認められる研修として文化庁に届出を受理された養成講座（以下、「従前からの養成講座」という。）を実施してきた機関等が、登録日本語教員養成機関や登録実践研修機関としての登録を受けようとする場合、いつから教育訓練給付の対象講座として指定を受けることができますか。**

A 教育訓練給付の対象講座の指定申請（※）は年に2回受付が行われます。

○ 4月1日からの指定分：前年の 10 月上旬～11 月上旬に申請受付

○ 10 月1日からの指定分：同年の4月上旬～5月上旬に申請受付

※新規指定申請の他、再指定申請（指定期間満了後の指定を希望する場合）、移行申請（指定期間満了前に一般教育訓練の指定講座を特定一般教育訓練へ移行することを希望する場合等）を含む。

一方で、令和6年度の登録日本語教員養成機関及び登録実践研修機関としての登録は、以下のスケジュールで行われます。

○ 第1回目：8月2日　申請締切、11 月末頃　登録

○ 第2回目：2月7日　申請締切、5月末頃　登録

このため、例えば令和7年4月から養成課程及び実践研修を開始しようとする場合、開始時から教育訓練給付の対象講座として実施するためには、令和6年 10 月上旬～11 月上旬の受付期間に教育訓練給付の対象講座の指定申請を行う必要がありますが、指定申請の時点では登録日本語教員養成機関及び登録実践研修

機関としての登録は行われていないところ、11 月末頃に登録を受けることを前提に教育訓練給付の対象講座の指定申請を行うことが可能です（教育訓練給付の講座指定申請では、添付書類として「申請講座（養成課程）に関する国又は地方公共団体の認可書、指定書等の写し」を求めていますが、代替として登録日本語教員養成課程又は登録実践研修機関の登録申請書（様式1－1～1～3のいずれか）の写しを添えて厚生労働省（申請受付事業者）へ申請いただき、11 月末に登録された後、登録を通知する書類の写しを厚生労働省（申請受付事業者）へご提出下さい）。

Q3-5-3　**従前から一般教育訓練給付の対象として指定されている講座について、登録日本語教員養成機関や登録実践研修機関としての登録を受けた後も引き続き一般教育訓練給付の対象となりますか。**

A 従前から一般教育訓練給付の対象として指定されている講座について、講座指定期間内に開始した講座の修了者は、引き続き一般教育訓練給付の対象となります。

また、従前から一般教育訓練給付の対象として指定されている講座について、登録日本語教員養成機関及び登録実践研修機関としての登録後の養成課程及び実践研修が従前の講座と内容等が同様であって、指定有効期間中は引き続き一般教育訓練としての指定を継続する場合、教育訓練給付の指定等に係る手続は不要です（※1）。

（※1）ただし、以下に変更が生じる場合は所定の手続が必要となります。詳しくは厚生労働省ウェブサイト「教育訓練給付の講座指定について」をご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_00001.html

（随時申し出るもの）

①教室の追加（不動産契約書等の手続が完了し、一般教育訓練を行うための設備等が整った後提出することが必要。）

②教室で行う既指定講座の追加

③カリキュラム（軽微なものに限る。）

④主任指導者

⑤実施方法「1通学」の内訳（1昼間・2夜間・3土日）及び実施方法「2通信」の内訳（1通信・2一部 e-ラーニング・3e-ラーニングのみ）

⑥開講月

⑦一般教育訓練施設の所在地、電話番号
⑧一般教育訓練実施者の名称、所在地（法人の合併等は除く。）、代表者名
⑨教室の名称、所在地、電話番号
⑩一般教育訓練施設と教室で行う施設事務の分担
⑪販売活動等管理責任者
⑫教育訓練経費の割引等の実施

（指定申請の時期に事前手続が必要なもの）
①一般教育訓練施設の名称
②訓練期間及び総訓練時間
③教育訓練経費（支払方法を含む。）
④教育訓練目標
⑤入講時に設定する受講者要件
⑥修了認定基準

ただし、一般教育訓練の実施方法（通学制・通信制）、開講時間帯、教育訓練目標、カリキュラム・総訓練時間・訓練期間・教育訓練経費等の大幅な変更その他変更前後の講座について同一であることが認められない場合は、新規指定手続が必要です。

Q3-5-4　**登録日本語教員養成機関及び登録実践研修機関としての登録後の養成課程及び実践研修について、特定一般教育訓練給付の対象講座として指定申請を行う場合、登録日本語教員養成機関や登録実践研修機関としての登録を受ける前の講座実績により、講座実績に係る要件を満たすことができますか。**

A 特定一般教育訓練の指定を受けるためには、以下の①～③の講座実績に係る要件について、過去3か年度のうち、いずれかの年度において同時に満たすことが必要です。

① 当該年度の修了者の入講時点の入講者数に占める当該修了者のうち目標資格等の試験の受験者数の割合（受験率）80%以上
② 当該試験の受験者数に占める合格者数の割合（合格率）が全国平均以上
③ 当該年度の修了者の入講時点の入講者数に占める受講修了後の就職者数及び在職者数の割合（就職・在職率）80%以上

従前からの養成講座を実施してきた機関が、登録日本語教員養成機関及び登録実践研修機関として実施する養成課程及び実践研修について特定一般教育訓練の指定を受けようとする場合、従前からの養成講座の実績が、要件を満たしていることが必要です（※2）。

なお、登録日本語教員養成機関及び登録実践研修機関として実施する養成課程及び実践研修について、一般教育訓練の指定を受けようとする場合は、上記の講座実績に係る要件はありません。

（※2）以下①～③は特定一般教育訓練給付の指定講座になり得ますが、いずれも従前からの養成講座（420 単位時間以上）の実績により審査します。

①養成課程（375 単位時間以上）＋実践研修（45 単位時間以上）を一体的に実施する課程

②養成課程（375 単位時間以上）

③実践研修（45 単位時間以上）

4.　登録日本語教員の登録、日本語教員試験

4-1. 登録日本語教員の登録に関すること

Q4-1-1　登録日本語教員の登録申請をしましたが、登録が完了するまでにどれくらいの期間を要しますか。

A 登録申請された入力内容や郵送資料の提出状況等によって様々に異なりますので、一概に期間をお示しすることはできませんが、情報の入力と郵送書類の到着後、おおむね、少なくとも約1～3 か月程度は要すると考えられます。

また、登録日本語教員事務局から情報の再入力や郵送書類の再提出等を求められた場合には、相当の期間を要することもあり得ます。

Q4-1-2　ポータルで登録申請の情報入力・送信した順に、早い方から先着順で審査・登録が行われるのでしょうか。

A ポータルで入力・送信されても、郵送資料が到着しなければ審査・登録は進行しません。情報の再入力や郵送書類の再提出等を求められた場合には、相当の期間を要します。また、事務手続き上、必ずしも先着順で審査・登録がされるというものではありません。

Q4-1-3　**審査の進捗状況を確認したいのですが、どのようにすれば確認できますか。**

A ポータル上で情報入力していただいた際の「登録日本語教員　申請・届出」ページの「審査状況」欄に、「差戻し」「確認済」などの状況（ステータス）が表示されますので、ご覧下さい。メールや電話等での御確認はお控え下さい。

Q4-1-4　**過去に文化庁の委託事業による研修プログラムを修了した者について、試験や実践研修の免除等の対象になりますか。**

A そのような措置は設けておりません。

4-2. 日本語教員試験に関すること

Q4-2-1　**具体的なスケジュールはどうなっていますか。**

A 本年度の日本語教員試験のスケジュールは以下のとおりです。

出願期間：令和７年７月 14 日～8 月 22 日
試 験 日：令和７年 11 月２日
結果通知：令和７年 12 月 12 日（予定）

Q4-2-2　**試験を受ける際の受験料はどうなっていますか。**

A 受験の手数料は 18,900 円です。ただし、基礎試験の免除を受ける者は 17,300 円、経過措置により基礎試験及び応用試験の免除を受ける者は 5,900 円です。

Q4-2-3　**登録日本語教員の登録料はいくらですか。**

A 登録日本語教員の登録の手数料は 4,400 円です。

Q4-2-4　**日本語教員試験に合格し、登録日本語教員の登録を受けないと、今後は日本語教育を行うことはできなくなってしまうのですか。**

A 認定日本語教育機関の教員となるためには登録日本語教員となる必要があります。他方で、認定日本語教育機関以外の機関では登録日本語教員の資格を有する必要はありません。

Q4-2-5　**日本語教員試験の受験に際して、年齢、学歴、国籍に条件はあり**

ますか。

A 日本語教員試験の受験に当たり、年齢、学歴、国籍等の条件はありません。

Q4-2-6 **日本語教員試験の実施要項や出題内容等は公表されていますか。**

A 令和７年度の日本語教員試験の概要や出題内容等は、以下 URL で公表しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_00004.html

なお、受験申込の具体的方法等については、以下 URL の試験案内をご覧ください。（試験案内は６月頃掲載予定）

https://nihongokyouinshiken.mext.go.jp/

Q4-2-7 **令和６年度に実施した日本語教員試験について教えてください。**

A 令和6年度試験については、令和6年11月17日に実施しました。結果の概要については、以下のURLの資料の通りです。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2024/mext_01464.html

Q4-2-8 **養成課程に在籍中の者は無事に修了すれば基礎試験が免除されるはずですが、終了前の在籍中に応用試験のみ受験できますか。基礎試験も受験しなければならないのでしょうか。**

A 養成課程を修了しておらず在籍中であっても、応用試験のみ受験することが可能です。この場合、日本語教員試験に合格するためには、試験実施後、翌年の4月末までに、養成課程を修了し養成課程の修了証書を提出する必要があります。

Q4-2-9 **養成課程の修了見込みで受験した場合で、仮に予定どおり修了できなかった場合は応用試験のみ合格できますか。**

A 応用試験については、基礎試験合格又は免除の者のみ採点を行うためこととされており、応用試験のみ合格することはできません。このため、基礎試験が免除となる見込みで応用試験のみを受験した者について、予定通り養成課程を修了できない場合には、日本語教員試験は不合格となります。

Q4-2-10 **日本語教員試験に合格した場合、いつまでに登録の申請を行う必要がありますか。**

A 日本語教員試験の合格に有効期限はありませんので、合格後の任意の時期に実

践研修を修了するなどし、登録日本語教員として登録を受けることが可能です。

Q4-2-11　**これから新たに日本語教員になりたいと考えていますが、実践研修や養成課程は、いつから受講することが可能になりますか。**

A 登録実践研修機関や登録日本語教員養成機関の最初の登録が行われる令和 6 年 11 月末頃以降に、登録を受けた機関が実践研修や養成課程を開始し次第、受講することが可能となります。

なお、登録日本語教員の資格取得に係る経過措置 C ルートの対象となる「必須の教育内容 50 項目に対応した養成課程等」については、現時点で受講が可能であり、当該養成課程等を修了し、学士以上の学位を有する方は、令和 15 年 3 月 31 日までの間、日本語教員試験の基礎試験と実践研修の免除を受け、日本語教員試験の応用試験のみ合格することで、登録日本語教員として登録を受けることができます。

Q4-2-12　**基礎試験と応用試験の両方を受験し、どちらか一方だけ不合格となった場合、次回以降の試験では合格点に達した方は試験免除になりますか。**

A 基礎試験が合格点に達し、応用試験が不合格の場合は、基礎試験合格証明書が交付され、次回以降の試験ではこの証明書の写しを提出することにより基礎試験は免除されます。一方、基礎試験が不合格で応用試験が合格点に達していたとしても、応用試験については、基礎試験合格又は免除の者のみ採点を行うこととされているため、試験全体が不合格となり、次回以降の試験はすべて受験する必要があります。

4-3. 経過措置関係

Q4-3-1　**法律の施行後５年間に適用される経過措置において、修了した養成課程等や日本語教育能力検定試験の合格の有無により、登録日本語教員となるまでに必要なものが異なるとのことですが、具体的に説明してください。**

A 経過措置の詳細については「登録日本語教員の登録申請の手引き」を参照してください。

Q4-3-2　**登録日本語教員の資格取得に係る経過措置において、どのよう**

な場合に「現職者」に該当しますか。

A 平成 31 年4月1日から令和11年3月31日までの間に、以下のいずれかにおいて1年以上日本語教育課程を担当した場合、「現職者」に該当します。

〇法務省告示機関で告示を受けた課程

〇国内の大学

〇認定日本語教育機関で認定を受けた課程

〇文部科学大臣が指定した日本語教育機関（認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程）

Q4-3-3 **経過措置の要件のうち、現職者の要件である「1年以上日本語教育課程を担当した経験」とは1年のうちにどの程度勤務した実績が必要ですか。**

A 「1年以上日本語教育課程を担当した経験」については、要件を満たす日本語教育機関において1年以上の雇用期間がある場合でも、平均して週1回以上授業を担当していたものが該当します。（複数の機関での経験を合計して1年以上となる場合でも要件を満たします。）ただし、主任教員として日本語教育課程の編成や管理の業務を主たる業務としていた場合には、平均して週1回以上授業を担当していなかった場合でも経験に含めることができます。これに該当することについては、雇用主が在職証明書により責任を持って証明いただきます。

Q4-3-4 **大学で日本語を教えている教員については、現職者としてみなされることが可能ですか。**

A 平成31年4月1日(法施行5年前)～令和11年3月31日(法施行5年後)の間に、国内の大学において、日本語に通じない留学生が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、習得させるための教育を行うことを目的とした日本語教育課程を1年以上担当した方は、現職者とみなされます。

Q4-3-5 **大学での日本語教育の経験は、認定が必要な別科等での経験しか、現職者としての1年以上の経験とみなされませんか。**

A 大学での日本語教育の経験は、別科等に限らず、正規課程での日本語教育であっても、現職者としての経験とみなされます。

Q4-3-6　**「日本語に通じない」留学生に対する日本語教育ということであれば、一定の日本語能力を有する留学生に対する日本語教育は、現職者としての経験の対象外になりますか。**

A 一定の日本語能力を有する留学生に対する日本語教育について除外する趣旨ではないため、教育を受ける留学生の日本語能力のレベルを問わず対象になります。

Q1.　「現職者」要件の対象となる「大学」での勤務には、国内の短期大学での勤務も含まれますか。

A 国内の短期大学での勤務経験も「現職者」要件に含まれます。

Q4-3-7　**海外の大学等や、国内の高等専門学校、高等学校、中学校、小学校等で日本語を教えた経験は、現職者の要件である１年以上日本語教育課程を担当した経験に含まれますか。**

A 登録日本語教員の資格取得の経過措置における現職者は、国内の大学や法務省告示機関、又は認定日本語教育機関での日本語教育の経験がある方を指します。これは、制度創設より前から、新制度下においては認定を受けることが必要な形態で留学生に対し専ら日本語教育を行っていた機関で働く方等を経過措置の対象にするという趣旨によるものです。このため、認定の対象外である、海外の大学を含めた海外の機関や、制度創設時に認定が必要となる形態で日本語教育を実施していなかった、高等専門学校や高等学校、中学校、小学校等は、現職者の要件である日本語教育の経験の対象外となります。

Q4-3-8　**告示校において、一年間必要時間数を無報酬で教師として活動した場合、現職者の対象となりますか。**

A 無報酬であっても、告示機関の設置者が在職証明書により日本語教育課程を担当したことを証明できる場合は、要件を満たすと考えられます。

Q4-3-9　**経過措置の現職者の要件における「文部科学大臣が指定した日本語教育機関」とは何ですか。**

A 就労若しくは生活の認定を受けた日本語教育機関又は留学の認定を受けた機関で認定を受ける前から留学生を受け入れていた機関（法務省告示機関及び大学を除く）を指定し、当該機関が過去に実施した教育課程における勤務経験も、経過措

置における現職者の要件に係る日本語教員としての勤務経験とすることとしています。「文部科学大臣が指定した日本語教育機関」は以下 URL よりご確認ください。
https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_03222.html

Q4-3-10　**令和５年度までに実施された日本語教育能力検定試験に合格している現職者ですが、日本語教員試験は基礎試験と応用試験が共に免除されるため、講習を受講すれば登録が受けられますか。**

A 登録日本語教員の登録を受けるためには、試験に合格する必要があります。このため、基礎試験と応用試験が両方免除される場合にも、試験に出願し、免除の判断を受け、合格証書を取得する必要があります。

Q4-3-11　**現行の大学及び大学院における 26 単位以上又は 45 単位以上の日本語教師養成課程や、文化庁に届け出た 420 単位時間以上の日本語教師養成研修の修了者は法務省告示機関や認定日本語教育機関で働けますか。**

A 現行の告示基準を満たす養成課程や養成研修の修了者（学士以上の学位を有する者）については、法施行後5年間の移行措置期間に存続する法務省告示機関で勤務することが可能です。また、法施行後5年間は、新制度による認定日本語教育機関においても経過措置として勤務が可能です。その上で、修了された養成課程や養成研修の内容に応じ、現職の教師であることや講習の修了等の要件を満たせば、新制度の登録日本語教員の登録において、試験の一部や実践研修が免除となります。

Q4-3-12　**自分が卒業した養成課程等が経過措置の適用に際し、どの場合に該当するのか、どのように確認をするのでしょうか。個人として行わなければならないことはどのようなことでしょうか。**

A 登録日本語教員の登録に係る経過措置におけるＣ及びＤ－１のルートの対象となる養成課程等については、文部科学省が確認を行い、その一覧を以下の URL で公開しています。
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/93964001.html

公開された一覧に含まれない養成課程等で告示基準の教員要件を満たすものを修了した現職教員の方は、Ｄ－2のルートの対象となります。これらのルートの方は日本語教員試験の受験申し込みの際に養成課程等の修了証等を提出し、御自身が当該経過措置の対象であることを示していただくことになります。

Q4-3-13　経過措置期間内に、登録実践研修機関や登録日本語教員養成機関としての登録を受けていない機関の日本語教員養成課程等を受講する場合、どのようなことに留意する必要がありますか。

A 現職者でない方が登録日本語教員の資格を取得する方法については、以下 URL に掲載している「登録日本語教員の登録等について（新たに日本語教員になろうとする方（現職者以外の方）向け）」を御参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02668.html

そのうえで、経過措置期間内に、現職者でない方が、登録実践研修機関や登録日本語教員養成機関としての登録を受けていない機関の実施する日本語教員養成課程等を受講し、登録日本語教員の資格を取得したい場合、文部科学省から C ルートの対象課程として確認を受けた養成課程等を受講する必要があります。C ルートの対象課程は、下記 URL の資料において、「必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等【Cルート】」の欄に●が付いている養成課程等です。（C ルートの対象課程は、文部科学省が、教育実習を含む「必須の教育内容 50 項目」に対応していることを確認したため、日本語教員試験の基礎試験と実践研修の免除要件に該当するものであり、それ以外の試験対策講座等と混同しないよう御留意ください。）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/94104201_01.pdf

また、経過措置の適用を受けるためには、C ルートの対象となる養成課程等を修了するだけでなく、学士以上の学位を有する必要があります。

加えて、経過措置の適用を受けて資格を得るためには、経過措置期間内に当該課程を修了するとともに日本語教員試験に合格した上で登録日本語教員の登録の手続きを完了する必要があります。

Q4-3-14　経過措置におけるＣ及びＤ－１のルートの対象となる養成課程等については文部科学省が確認を行うとのことですが、確認はどのように行われますか。養成課程等を実施する機関は、何らかの手続きを行う必要がありますか。

A 日本語教員養成課程等を実施する機関が、実施する養成課程等について文部科学省に申請を行い、文部科学省は申請に基づき、有識者の協力を得て確認を行いました。申請の受付は、令和 6 年 5 月 13 日までで終了しています。経過措置にお

ける養成課程等の確認の詳細については以下のURLを参照してください。
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/93964001.html

Q4-3-15　**経過措置Ｃ又はＤ－１のルートの対象として公開されている養成課程等を修了した場合、学士の学位を有していない者や現職者でない者も、資格取得の経過措置が適用されるのですか。**

A 経過措置の適用を受けるためには、経過措置の対象となる養成課程等を修了しているだけでなく、登録日本語教員の資格を得ようとする者が個人として経過措置の適用を受けるための要件を全て満たしている必要があります。

経過措置 C ルートについては、現職者でない者も対象となりますが、学士以上の学位を有していない者は、対象課程を修了しても経過措置の対象とはなりません。

経過措置 D-1 ルートの適用を受けるためには、学士以上の学位を有し、かつ、現職者であることが要件となるため、そのいずれかでも欠けていれば、対象課程を修了していても経過措置の対象とはなりません。

詳細については、登録日本語教員の登録申請の手引きを御確認ください。

Q4-3-16　**経過措置 C ルートの課程を修了した学士を有していない者は、経過措置の対象とはなれないのですか。**

A 学士以上の学位を有しない場合、現行の法務省告示基準の教員要件を満たさず、課程の修了のみでは経過措置の対象とはなりません。

Q4-3-17　**経過措置 C ルート又は D-1 ルートの課程について、ホームページの一覧に記載された実施期間より前から受講し、実施期間中に修了した場合、経過措置の対象となりますか。また、実施期間前に大学に入学したものの、一覧記載の実施期間内に対象となる養成課程を受講開始したような場合はどうなりますか。**

A 経過措置 C ルート又は D-1 ルートの対象となるのは、一覧に記載された実施期間内に当該養成課程等を受講し、修了した場合に限られるため、養成課程等の一部を一覧に記載された実施期間外に受講した場合には、当該ルートの経過措置の対象とはなりません。

一方で、受講が実施期間内であることが要件であるため、例えば受講前に既に大学に入学していても、2年次以降に日本語教員養成課程の受講を開始するなどして、

養成課程の全部を一覧記載の実施期間内に受講した場合には、当該ルートの経過措置の対象となります。

Q4-3-18　**経過措置における「講習」とはどのようなものですか。いつ頃から講習が始まりますか。申し込むにはどうすればよいですか。**

A 講習の内容・申込手続については「登録日本語教員の登録申請の手引き」に記載されている通りであり、講習は令和6年11月1日から開始され、インターネット上で申込み、オンデマンド講習の形式で受講することとしています。

Q2.　「現職者向け講習」の講義資料や動画について、研修で使用するなど、受講申込みをした本人以外の者に対して配布・放映などしても良いですか。

A 「現職者向け講習」については、申込をされた方のみが受講できるものとしており、それ以外の第三者に対し講義資料を配布したり動画を放映したりすることは禁止しています。

Q4-3-19　**経過措置 C ルートの課程を受講中であり、修了していない状態で、日本語教員試験の基礎試験の免除を受けられますか。**

A 試験が実施された翌年の4月までに当該養成課程の修了の証明書を提出することができるのであれば、応用試験のみの受験をすることが可能です。ただし、試験結果が合格水準に達していたとしても、当該養成課程の修了の証明書が提出されるまでは仮合格の扱いとなり合格証書は発行されず、期限までに証明書が提出されなければ合格は取り消される点にご留意ください。

Q4-3-20　**経過措置ルート D-1、D-2、E-1 又は E-2 の対象者が、講習の修了前に日本語教員試験の基礎試験の免除を受け応用試験を受験することは可能ですか。**

A 令和７年度以降の試験については、経過措置 D-1、D-2、E-1、E-2 ルートで出願される方は、出願の時点で経過措置のための講習をあらかじめ修了し、他の出願書類とともに修了証を提出する必要があります。

Q4-3-21　**現在、経過措置の対象となる日本語教育機関で講師をしており、**

経過措置Ｆルートで受験を考えていますが、出願時点では現職経験「１年以上」の要件を満たしていません。この場合、試験ルートで受験するか、次回以降で受験するしかないのでしょうか。

A 経過措置 F ルートを希望され、出願時点では現職経験の要件を満たしていない方は、試験ルートで出願し、基礎試験・応用試験を合格すれば、「１年以上」等の現職者要件を満たした段階で、Fルートの扱いを受けることができます。この場合、登録日本語教員の登録申請時に試験の合格証書の写しと所定の在職証明書等を提出することにより、実践研修は免除され登録を受けられます。

Q4-3-22　**現在日本語教員の養成を行っている機関ですが、受講者募集に際し、どのようなことに留意する必要がありますか。**

A 実施している養成課程等が①登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関としての実践研修・養成課程であるのか、②登録は受けていないが経過措置の対象として文部科学省の確認を受けた課程等であるのか、③いずれでもないものなのか、を明確にしてください。

そのうえで、②経過措置の対象として文部科学省の確認を受けた課程等である場合、受講者が経過措置の適用を受けるためには、当該課程等を修了しただけではなく、学士以上の学位を有していること（C ルート及び D-１ ルートの場合）や、１年以上の日本語教育の経験を有する現職者であること（D-１ ルートの場合）、文部科学省の実施する講習を受講すること（D-１ ルートの場合）といった、経過措置ルートごとに定められた対象者の要件をみたすことが必要です。また、受講者は経過措置期間内に、課程等を修了し日本語教員試験に合格した上で、登録日本語教員の登録申請の手続きを完了する必要があります。これらのことに十分留意し、受講者募集を行ってください。

また、③登録を受けた機関でも経過措置の対象として確認を受けた課程等でもない場合は、受講者が登録機関や経過措置対象課程と誤認することのないように留意してください。

Q4-3-23　**令和 6 年度以降に公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した場合、資格取得の経過措置の適用を受けられますか。また、経過措置期間内に法務省告示機関や認定日本語教育機**

関の教員として日本語教育を担当することができるようになりますか。

A 資格取得の経過措置 E-1 及び E-2 ルートについては、令和 5 年度までに実施された日本語教育能力検定試験に合格した現職の日本語教師が適用を受けられるものです。このため、令和 6 年度以降に実施される日本語教育能力検定試験に合格しても、経過措置の対象とはなりません。また、法務省告示機関の教員要件や認定日本語教育機関の教員要件に係る経過措置においても、対象となるのは令和 5 年度までに実施された日本語教育能力検定試験に限られるため、令和 6 年度以降に実施される日本語教育能力検定試験に合格しても法務省告示機関や認定日本語教育機関で日本語教育を行えるようにはなりません。

Q4-3-24 **C ルート及び E ルートの両方に該当するため、講習・試験・実践研修の全てが免除になりますか。**

A 複数の経過措置ルートに該当する方については、どのルートの適用を受けるか選択する必要があるため、講習・試験・実践研修の全てが免除になることはありません。

登録日本語教員は新しくできた国家資格であるので、本来は資格を取得する場合には日本語教員試験を受験・合格するとともに実践研修を修了することが必要なところ、新制度への移行を円滑にするために資格取得のための経過措置が設けられているところです。制度の趣旨を御理解いただき、いずれかの経過措置ルートを選択願います

Q4-3-25 **登録日本語教員の資格取得に経過措置に係る在職証明書について、一度発行すれば経過措置期間が終了する令和 10 年度末まで有効でしょうか。**

A 有効期限は特段設けておらず、経過措置期間中は有効です。

Q4-3-26 **登録日本語教員の資格取得の経過措置に係る在職証明書の発行様式・方式については、指定様式にて発行とのことですが、同様の記載内容であれば、退職時等に既に取得済みの各機関任意の様式でも有効でしょうか。**

A 各機関の任意様式は認められず、指定様式の提出が必要となります。様式については、以下 URL に掲載しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02668.html

Q4-3-27　**登録日本語教員の資格取得の経過措置に係る在職証明書の発行はスキャンや PDF 等の電磁的方法によるものでも構いませんか。**

A 電磁的方法でも問題ございません。

Q4-3-28　**登録日本語教員の資格取得の経過措置に係る在職証明書に発行機関の押印は必要ですか。**

A 不要です。

Q4-3-29　**「在職証明書」には、法務省告示機関になる前からの期間や、平成 31 年 3 月 31 日以前の期間を書く必要はありますか。また、当該教員の全部の経歴ではなく、「現職者」に該当する一部の期間だけの証明だけでも構いませんか。**

A 「現職者」要件に該当していることが証明できればそれで足ります。法務省告示機関になる前からの期間や、平成 31 年 3 月 31 日以前の期間などを全て書く必要はなく、「現職者」に該当する一部の経歴の証明だけでも差し支えありません。

5.　その他

Q5-1-1　**ホームページに掲載された資料を読んだ上でもわからないことがある場合に、制度の詳細については、どこに聞けばよいですか。**

A 以下のホームページに関連の資料を掲載しておりますので、まずはそちらをよく確認してください。

それでもわからないことがある場合に、新たな制度に関することは、各手引に記載のメールアドレスに、件名についての指示等に従った形でお問い合わせください。

また、法務省告示機関制度に関することは、地方出入国在留管理局・支局にお問い合わせください。